

平成 25 年

第 2 回定例輪之内町議会会議録

平成 25 年 6 月 11 日 開会

平成 25 年 6 月 18 日 閉会

輪之内町議会

第 2 回定例輪之内町議会会議録目次

6月11日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
報第1号	3
議案上程	4
町長提案説明	4
議第35号（提案説明・質疑・委員会付託）	6
議第36号（提案説明・質疑・委員会付託）	8
議第37号及び議第38号（提案説明・質疑・委員会付託）	11
議第39号（提案説明・質疑・討論・採決）	15
議第40号（提案説明・質疑・委員会付託）	25
議第41号（提案説明・質疑・討論・採決）	27
散会	29

6月18日

議事日程	31
本日の会議に付した事件	31
出席議員	31
欠席議員	31
説明のため出席した者	31
職務のため出席した事務局職員	32
開議	33
諸般の報告	33
一般質問	33
9番 森島正司議員	33

6 番 田中政治議員	4 3
2 番 浅野常夫議員	5 0
議案上程	5 4
町長提案説明	5 4
議第35号から議第38号まで及び議第40号（委員長報告・質疑・討論・採決）	5 4
議第42号（提案説明・質疑・討論・採決）	6 0
発議第1号（趣旨説明・質疑・討論・採決）	6 6
閉会	6 8
会議録署名議員	6 9

平成25年6月11日開会 第2回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成25年6月11日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報第1号 繰越計算書の報告について
(平成24年度輪之内町一般会計)
日程第5 議案上程
日程第6 町長提案説明
日程第7 議第35号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）
日程第8 議第36号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議第37号 平成24年度輪之内町水道事業の決算の認定について
日程第10 議第38号 平成24年度輪之内町水道事業の剰余金処分について
日程第11 議第39号 輪之内町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定について
日程第12 議第40号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第13 議第41号 輪之内町修学助成事業奨学金支給基金条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第13までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 木野隆之 教育長 森島昭道

参 事 兼 会 計 管 理 者	加 藤 智 治	調 整 監	加 納 孝 和
調 整 監 兼 福 祉 課 長	岩 津 英 雄	総 務 課 長	兒 玉 隆
経 営 戦 略 課 長	荒 川 浩	税 務 課 長 兼 会 計 室 長	田 中 実
住 民 課 長	松 井 均	産 業 課 長	中 島 智
建 設 課 長	高 橋 博 美	教 育 課 長	森 島 秀 彦

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	足 利 恵 信	議 会 事 務 局	西 脇 愛 美
-------------	---------	-----------	---------

(午前9時00分 開会)

○議長（高橋愛子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、議員定足数に達していますので、平成25年第2回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定により議長において、2番 浅野常夫議員、7番 北島登議員を指名します。

○議長（高橋愛子君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会の会期は、本日から6月18日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から6月18日までの8日間と決定いたしました。

○議長（高橋愛子君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長から、地方自治法第243条の3第2項の規定により、輪之内町土地開発公社の平成25年度事業計画及び平成24年度決算書類の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

日程第4、報第1号 繰越計算書（平成24年度輪之内町一般会計）についての行政報告を行います。

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、報第1号 繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

お手元に配付の一枚物、繰越計算書の報告についてをごらんください。

報第1号 繰越計算書の報告について。平成24年度輪之内町一般会計について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。平成25年6月11日提出、輪之内町長。

繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第7号）で地方自治法第213条第1項の規定によりまして、繰越明許費として25年度に繰り越すことをお願いした地域公共インターネット整備事業を初めとする全4事業について、平成25年3月31日までの支出状況を精査し、未執行の歳出予算額とその財源がどうなっているかを御報告するものでございます。

4事業、いずれも予算決議後から3月31日までの間の支出はございません。その全額を25年度へ繰り越しております。

また、これらの財源内訳として、平成24年度に収入済みの特定財源はなく、25年度に収入する予定の国庫支出金や町債のほか、一般財源をそれぞれ繰り越しております。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

これで行政報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

日程第5、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第6、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

皆さん、おはようございます。

6月に入り、既に梅雨入り宣言がなされておりますが、好天が続いております。ただ、この週末には台風の影響も懸念されており、今後予想される暑さにも対応が必要な時期となってまいりました。議員各位には、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

本日、ここに平成25年第2回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、御多用の中を御出席賜り、誠にありがとうございます。

また、過日の臨時議会において議会の新しい体制が確立され、新たな船出となりましたが、町民の皆様の幸せのために協力して対応していく所存でありますので、どうかよろしく願いいたします。

平成24年度輪之内町水道事業の剰余金処分につきましては、平成24年度において給配水施設の維持修繕などの工事を行うとともに、清廉な水の安定供給と経費節減などの健全なる経営に努めた結果、事業収益1億1,006万9,159円、事業費用1億262万5,606円となりました。損益計算による当年度純利益は636万9,309円であります。

一方、資本的収入につきましては、収入が2,233万5,200円に対し、支出は、下水道工事に伴う配水管の布設がえ等の工事費及び企業債償還金で6,413万4,230円となり、4,179万9,030円の不足が生じたので、収支調整額、減債積立金と過年度損益勘定留保資金で補填をいたしました。

剰余金処分につきましては、地方公営企業法の規定に基づきまして、当年度末剰余金636万9,309円を減債積立金に積み立てるものであります。

次に、条例の制定と改正でございます。

議第39号 輪之内町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法の施行に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための町道の構造基準を定めるものであります。

議第40号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。保険税の課税総額が決定されたことにより、保険税率を改正するものであります。

最後に、議第41号 輪之内町修学助成事業奨学金支給基金条例の一部を改正する条例についてであります。寄附者の名称が変更になったことにより改正をするものであります。

以上をもちまして提案説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

日程第7、議第35号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

経営戦略課長から議案の説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第35号、一般会計補正予算について説明を申し上げます。お手元に配付の議案1ページをお開きください。

議第35号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）。平成25年度輪之内町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ298万

5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,498万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年6月11日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

2ページ、3ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

それでは、今回の補正予算の内容について事項別明細書で御説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。まず、初めに6ページをお開きください。

消防費のうち、非常備消防費58万5,000円は、消防団員の退団者29名のうち、5年以上の勤続者4名分の退職報償金を増額するものでございます。退職報償金については、輪之内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第2条の規定により、消防団員として長年勤務して退職した場合に、その多年の御労苦に報いるもので、退団者のうち、6年勤続者1名、5年勤続者3名に対して金銭給付を行うものでございます。なお、この費用については、消防団員等公務災害補償等共済基金からの給付金により全額賄われます。

次に、7ページをお開きください。教育費の奨学金240万円については、国際クラブからの修学寄附金を原資として高校生16名を対象に、1人当たり15万円の修学費用を扶助していくものでございます。

次に、歳入補正予算について御説明いたします。前後しますが、3ページをお開きください。

寄附金の教育費寄附金につきましては、先ほど歳出で御説明したとおりでございます。

続きまして、ちょっと飛んで、5ページをお開きください。諸収入、雑入についても、先ほど歳出で御説明したとおりでございます。

最後に、4ページの繰入金の財政調整基金繰入金は、歳入歳出予算全体を調整するため減額をいたしております。

以上で、議第35号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司議員。

○9番（森島正司君）

新年度になって初めての補正ということになりますけれども、前年度の繰越金というのは、確定はしていないかもしれませんが、大体決まっていると思うんですが、どのくらいになっているか、明らかにしてもらいたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

平成24年度の繰越金のお尋ねでございますが、繰越金につきましては1億6,445万8,000円でございます。このうち、翌年度に繰り越すべき財源が365万3,000円でございますので、実質1億6,080万5,000円となります。以上です。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第35号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第35号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）については、それぞれ所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第8、議第36号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

松井均君。

○住民課長（松井 均君）

それでは、お手元の議案書4ページをお開きください。お願いいたします。

議第36号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。平成25年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,700万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年6月11日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

お手元の5ページ、6ページにつきましては、記載のとおりでございますので、平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、歳入歳出補正予算事項別明細書のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず6ページをお願いいたします。6ページ、7ページにつきましては、財源の補正でございます。

まず、款2. 保険給付費、項1. 療養諸費、2の退職被保険者等療養給付費、それから4の退職被保険者等療養費、7ページの項2. 高額療養費、2の退職被保険者等高額療養費、これはいずれも財源の補正についてでございます。後ほど歳入のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、8ページをお願いいたします。款10. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金、目3. 償還金につきましては、退職者医療に係る療養給付費交付金の精算返還金を500万円増額させていただくものでございます。これは前年度につきましてはの分で返還が生ずるということで、500万円を計上させていただきたいと思っております。

続きまして、歳入の御説明をいたします。3ページをお願いしたいと思います。

国民健康保険税につきましては、医療給付費分の現年課税分を一般被保険者分1,131万2,000円の減額、退職被保険者等分22万3,000円につきましては増額でございます。

介護納付金分現年度分につきましては、一般被保険者分が153万8,000円の減額、退職被保険者等分につきましては16万6,000円の減額。

後期高齢者支援金分現年度分につきましては、一般被保険者分397万2,000円の減額、退職被保険者等分1万4,000円を増額するものでございます。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

款4. 療養給付費等交付金につきましては、退職医療制度に対し、社会保険診療報酬支払基金から退職被保険者等に係る経費に対して、退職被保険者等の保険税のうち医療給付費分で賄うことができない分が交付されてきます。今回は退職被保険者に係る保険税の増額がございました。その部分につきましては、逆に22万3,000円の減額を行うものであります。それが歳出で御説明をしました財源補正となるものでございます。

5ページをお願いいたします。款10. 繰越金につきましては、平成24年度からの繰越金を2,197万4,000円増額するものでございます。

以上で、平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の御説明を終わります。よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司議員。

○9番（森島正司君）

国保税の歳入のほうですけれども、退職者の医療給付費分と後期高齢者支援費分は増額になって、あとは減額になっていますけれども、なぜ退職者のほうは増額になるのか、その増額になる理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

住民課長 松井均君。

○住民課長（松井 均君）

端的に申し上げますと、当初予定をしておりました退職医療者の部分につきましては、所得が見込んでおったよりもあるという意味で試算を行いました結果、このような結果になったということでございます。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司議員。

○9番（森島正司君）

それから、前年度の繰越金1,697万4,000円をその他繰越金として上げているわけですが、その根拠はどういうふうなんでしょうか。要は、まだ847万円ほどの繰越金の未計上分があると思うんですけれども、これを全部計上すれば退職者のほうも減税することができるんじゃないかというふうに思うわけですが、財源があるのに、なぜこのようなことになるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

住民課長 松井均君。

○住民課長（松井 均君）

繰越金の、いわゆる内訳についてのお話かと思えます。繰越金につきましては、今年度、24年度からの見込みといたしましては約7,045万4,000円ほどございます。そのうち、800万円ほどは国への返還が生ずるであろうというふうで見込んでおります。ただ、これは例年、年度末ぐらいに返還が生ずるということで、今回の補正では対応をしておりません。また、精査をした上でお願いをしたいというふうに思っております。

ただ、今回、また退職医療費の補正を上げさせていただいておりますけれども、500万ほど見込みがあるということで、今回、補正をさせていただいております。いわゆる返還金につきましては、約1,300万円ほどあるというふうで御理解をいただきたいと思えます。

次に、当初予算のほうには4,000万円組んであります。ですので、トータル5,300万円

がそこに充当されるということでございます。残りが1,700万円ほどということになりまして、今回、税のほうに充てさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第36号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第36号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第9、議第37号 平成24年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び日程第10、議第38号 平成24年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題といたします。

建設課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

それでは、お手元に配付してございます、平成24年度輪之内町水道事業会計決算書により御説明申し上げます。

1 ページ目をお開きください。

議第37号 平成24年度輪之内町水道事業の決算の認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により町議会の認定に付するというところでございます。

2 ページ目、議第38号 平成24年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてでございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定により別紙のとおり処分するというところでございます。

いずれも、平成25年6月11日提出、輪之内町長。

3 ページ目以降でございますが、順次説明をまいりますので、よろしく申し上げます。

3 ページ目でございますが、平成24年度輪之内町水道事業決算報告書、これは消費税

を含んでおります。金額につきましては、決算額のみとさせていただきます。

収益的収入及び支出で収入ですが、第1款水道事業収益は総額で1億1,006万9,159円でございます。

その下、支出でございますが、第1款水道事業費用は総額で1億262万5,606円でございます。

4ページをお願いいたします。資本的収入及び支出、収入につきましては、資本的収入は総額で2,233万5,200円でございます。

支出につきましては、資本的支出は総額で6,413万4,230円でございます。

下の欄でございますけれども、資本的収入が資本的支出に不足する額4,179万9,030円は、消費税資本的収支調整額111万5,906円、平成24年度減債積立金808万3,560円、過年度損益勘定留保資金3,259万9,564円で補填いたしました。

5ページ目でございますが、消費税は含まれておりません。

平成24年度輪之内町水道事業損益計算書、期間は平成24年4月1日から平成25年3月31日まででございます。

1. 営業利益は、給水収益とその他営業収益で1億441万7,120円。

2. 営業費用は、(1)番の原水及び浄水費から(6)番のその他営業費用までで、合計8,925万3,823円。

営業利益としましては1,516万3,297円でございます。

3の営業外収益は、(1)の受取利息及び配当金と(2)の雑収益で50万3,704円。

4の営業外費用は、企業債利息と雑支出で929万7,692円です。

経常利益、当年度純利益につきましては636万9,309円、前年度利益剰余金はございませんので、当年度未処分利益剰余金は636万9,309円でございます。

6ページ、水道事業剰余金計算書でございます。

平成24年度輪之内町水道事業剰余金計算書、平成24年4月1日から平成25年3月31日まででございますが、消費税は含んでおりません。

初めに、資本剰余金でございますが、受贈財産評価額と工事負担金と補償金、それぞれ前年度末残高は6,047万9,000円、1億1,215万5,665円、5億166万5,198円でございます。

また、当年度変動額につきましては、受贈財産はございません。工事負担金は225万5,200円、補償金は1,901万6,419円でございます。

当年度末残高としまして、受贈財産評価額は6,047万9,000円、工事負担金は1億1,441万865円、補償金は5億2,068万1,617円でございます。

次に利益剰余金でございますが、前年度末の減債積立金と建設改良積立金はございません。未処分利益剰余金は808万3,560円でございます。減債積立金の当年度変動額は、マイナス808万3,560円、未処分利益剰余金の当年度変動額は636万9,309円でございます。

当年度末残高としまして、減債積立金と建設改良積立金はなく、未処分利益剰余金が636万9,309円でございますので、資本合計としまして当年度末残高は17億298万1,025円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。平成24年度輪之内町水道事業剰余金処分計算書(案)でございますが、当年度末における利益剰余金は636万9,309円で、未処分利益剰余金として残ります。これは議会の議決によりまして減債積立金の積み立てになりますので、未処分利益剰余金はマイナスとなりまして、処分後の翌年度繰越利益剰余金はゼロ円となります。

続きまして、8ページをお願いいたします。平成24年度輪之内町水道事業貸借対照表、平成25年3月31日現在のものがございます。

資産の部、1. 固定資産は有形固定資産と無形固定資産がございまして、固定資産合計は13億6,711万3,635円でございます。

2. 流動資産は現金と未収金と貯蔵品で、流動資産合計は3億5,816万490円でございます。

資産合計としましては17億2,527万4,125円となりました。

続きまして、9ページでございます。負債の部、3. 流動負債は、未払金で2,229万3,100円でございます。

資本の部、4の資本金は総額で10億104万234円でございます。

5の剰余金は資本剰余金と利益剰余金がございまして、剰余金合計としましては7億194万791円。資本合計は17億298万1,025円、負債資本合計では17億2,527万4,125円となりました。

次のページ、平成24年度輪之内町水道事業報告書・付属書類でございますが、次の11ページをごらんください。

平成24年度輪之内町水道事業報告書で、(1)総括事項でございますが、営業内容としましては、事業収益が1億1,006万9,000円で、前年度と比較いたしますと66万7,000円の増額、事業費用は1億262万6,000円で、前年度と比較いたしますと199万3,000円の増額となります。損益計算による純利益は636万9,000円になりました。

資本的収支については、収入2,233万5,000円に対し、支出は6,413万4,000円となり、不足額4,179万9,000円は留保資金で補填いたしました。

(2)議会議決事項は、昨年度の議会への提出日と議決日を掲げてございます。

また、(3)の職員に関する事項につきましては、平成23年度、24年度とも事務職員1人の分でございます。

続きまして、12ページをお願いします。(1)建設改良設備工事の概況でございます。工事件数は11本で、工事費合計額は4,284万9,187円でございます。

続きまして、13ページをお開きください。(2)保存工事の概況、税込みでございます

が、配水管の修理から水源地点検整備まで5カ所、1,105万3,951円でございます。

(3)の給水新設工事につきましては、給水新設が36戸、廃止が1戸でございます。

続きまして、14ページでございます。業務の(1)業務量としましては、有収率は86%でございます、前年と同率でございます。

以下、(2)(3)につきましては、後ほど18ページ以降で出てまいりますので、そちらで説明させていただきたいと思っております。

続いて、16ページをお願いいたします。4. その他の(1)経営分析及び財務分析につきましては、3の供給単価は88円でございます。4の給水単価は84円で、ともに前年度と同額でございます。

続きまして、18ページをお願いします。事業の推移でございますけれども、給水人口は、平成24年度は9,673人、給水戸数としましては2,897戸で、わずかずつではございますけれども、ふえてきております。年間給水量につきましては116万9,318立方メートル、年間事業収益としましては1億492万1,000円、年間事業費用としましては9,855万1,000円と、これにつきましても、給水人口、給水戸数の増に伴いまして、年々ふえている状況でございます。

19ページをお開きください。平成24年度輪之内町水道事業収益費用明細書でございます。

款1. 水道事業収益は、営業収益と営業外収益を合わせまして1億492万824円でございます。

目2のその他営業収益の一般会計負担金100万円は、消火栓の維持管理費、また手数料の2万円につきましては、給水指定店の手数料2件分でございます。雑入54万1,100円につきましては、過年度分の収入と井戸メーター検針業の委託でございます。

続きまして、20ページをお願いします。款1. 水道事業費としまして9,855万1,515円。

目1の原水及び浄水費の主なものといたしまして、修繕費445万5,000円は、第1水源地の塗装工事でございます。動力費1,020万7,427円は、水源地の電気代でございます。

目2. 配水及び給水費の中の委託料でございますが、109万5,200円は検針業務の委託料でございます。

3の総係費につきましては、職員1名分の給料等でございます。

続いて、21ページでございます。目4の減価償却費、有形固定資産減価償却費5,504万5,173円につきましては、建物とか機械、備品、構築物等の償却費でございます。

目5の資産減耗費につきましては、石綿管の除却費199万18円でございます。

その他営業費用につきましては11万5,250円、過年度水道料金の還付等でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。平成24年度輪之内町水道事業資本的収支明細書でございます。

資本的収入でございますが、款1. 資本的収入につきましては、総額で2,225万5,200円

でございます。目1の工事負担金、節の加入負担金につきましては160万円、36件の新規負担金の変更分でございます。工事負担金は65万5,200円、消火栓の工事代でございます。

補償金につきましては2,000万円、これは下水道会計からの補償金でございます。

資本的支出につきましては、総額で6,195万4,743円でございます。

建設改良費、目1の配水施設拡張費、工事請負費は4,080万8,750円、委託料は278万1,000円でございます。

項2.企業債償還金でございますが、1,826万8,073円は元金の償還金でございます。

続きまして、23ページでございます。平成24年度輪之内町水道事業企業債明細書でございますが、中ほど右側、未償還残高は合計で4億5,741万8,026円でございます。

下の輪之内町水道事業固定資産明細書でございますが、年度末償却未済高、合計13億6,711万3,635円でございます。

最後のページになります。24ページにつきましては、5月27日に監査を受けておりますので添付させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第37号及び議第38号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第37号 平成24年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第38号 平成24年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第11、議第39号 輪之内町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定についてを議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

それでは、議案書の8ページをお願いいたします。

議第39号 輪之内町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定について。輪之内町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例を次のように定めるものとする。平成25年6月11日提出、輪之内町長。

輪之内町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、一括法でございますけれども、この施行に伴いまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法でございますが、第10条の適用におきまして、道路管理者は、その管理する道路を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定していることから、移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準について条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、各条項につきまして御説明申し上げます。9ページをごらんください。

第1条は、本条例の趣旨を規定してございます。

第2条は、用語の定義でございます。

10ページに参ります。第3条から第6条は、歩道設置、歩道等の有効幅員、舗装、勾配について定める規定でございます。

第7条は歩道等と車道等を分離することを定め、第8条では歩道等の車道等に対する高さ、第9条では横断歩道に接続する歩道等の高さや構造等、また第10条では、車両乗り入れ部の有効幅員を定めてございます。

12ページに参ります。11条では立体横断施設の設置について定め、第12条から15ページの第16条までは立体横断施設に設けるエレベーターの構造、傾斜路の構造、エスカレーター構造、通路の構造、階段の構造について定めております。

16ページに参ります。第17条では、乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さ、18条では乗合自動車停留所には、原則としてベンチや上屋を設けることを定めてございます。

17ページに参ります。第19条は障害者用駐車施設、第20条は障害者用停車施設について定める規定でございます。

第21条では自動車駐車場の歩行者の出入り口の構造、18ページの第22条から19ページの第25条までは、障害者用駐車施設への通路、エレベーター、傾斜路、階段の構造につ

いて、それぞれ定めてございます。

第26条は、屋外の自動車駐車場の障害者用駐車施設、停車施設及び通路には屋根を設ける規定でございます。

第27条から次の20ページ、第29条までは、障害者用駐車施設に設置する便所の構造について、それぞれ定める規定でございます。

21ページに参ります。第30条は、案内標識の設置、第31条は、歩道等には必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設することを定めてございます。

第32条は、歩道等に休憩施設の設置、22ページの第33条は照明施設の設置についてを定めております。

なお、附則としまして、この条例の施行期日を平成25年7月1日からとするものでございます。

また、第2項から第6項までは経過措置の規定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司議員。

○9番（森島正司君）

バリアフリー法に基づいて輪之内町の道路の構造の基準に関する条例をつくるんだということで、各自治体の地域の自主性、自立性を高めるためにこういう条例をつくるんだというような御説明でしたけれども、3月議会で町道の構造の技術基準に関する条例をつくってあるわけですね。今回は障害者、高齢者の移動の円滑のために道路の基準をつくるんだということですが、輪之内町の町道で障害者が通っていけない道路があるんですか、通られない道路があるかどうか。

これを2段階にして決める必要がどこにあるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

今回上程いたしました条例につきましては、国交大臣が指定する特定道路を設ける場合、また修繕等をする場合についての規定でございます。一般道路に対するものではございませんので御了解をお願いしたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司議員。

○9番（森島正司君）

特定道路というのは、そうするとどういうものが特定道路なのかという決めがないんですが、どういうものがその特定道路になるのか。そして、この輪之内町にその特定道路はどこにつけられるのか。

で、特定道路以外の道路を障害者が円滑に移動することができるのかどうか、その辺はどういうふうに理解したらいいのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

まず、特定道路は何か、それから特定道路は町にはどこにつくるのか、それから3点目、特定道路は、高齢者、障害者に円滑に通れることができるかと……。

○9番（森島正司君）

一般道路は障害者が通れないのかということ。

○建設課長（高橋博美君）

お答えします。一般会計道路は、通れないということはありません。

まず、特定道路は何かということから御説明させていただきます。

特例道路とは、生活関連施設間の道路のうち、高齢者、障害者等が通常徒歩で利用する道路を国土交通大臣が指定したものが特定道路という概念になります。

その中で生活関連経路とは何かということになりますと、生活関連相互施設間、つまり図書館とか、いろんな施設がございますけれども、ここでいうのはその生活関連施設でございますが、相当数の高齢者とか障害者が利用する旅客施設、また官公庁のこういった役場等の施設、また福祉施設、病院、文化施設とか商業施設、学校等、多岐にわたる施設でございますが、それなんかを結ぶ道路が生活関連経路というものでございます。

また、多数の高齢者、障害者等というのは、高齢者、障害者等の通行量が多いところ、また多く通行すると想定される場所、それから移動が通常徒歩で行われる道路ということから鑑みまして、国土交通大臣がそういう条件のもとで、特定道路はこの道路のこの地点からこの地点までという、その延長を定めまして指定する道路でございます。

なお、岐阜県におきましては、現在、特定道路はございますが、輪之内町におきましては、特定道路に指定された道路はございません。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司議員。

○9番（森島正司君）

議運のほうでこの議案審議を委員会でやってほしいというふうに申し上げたんですけども、国で決められたものをそのまま当てはめるだけだから、何も議論することはないだろうというようなことで委員会審査にはならず、きょう採決というような予定になっております。けれども、今の説明だけでは全く理解ができないように私は思っているわけです。

質問は3回までということで、もうこれでこれ以上できないと、それで採決しなさいというようなことでちょっと腑に落ちないわけですがけれども、まず本来、地域の自主性、自立性を高めるための地方分権一括法に基づいて定められるんだと。ところが、今の特定道路というのは国が定めるものだと、輪之内町が定めるのではないんだということになるわけですね。これでどうしてこれが自主性になるのか、これも理解できない。

それから、この輪之内町にこのような施設ができる可能性があるのかどうか。将来にわたって絶対ないとは言えないと言われるかもしれませんが、立体交差点にエレベーターをつける、こんなことがあり得るのかどうか。ありもしないことを、将来にわたって考えられようがないようなことを条例で定めなきゃいけないのかどうかと。

そして一般道路の基準があるわけですがけれども、障害者、高齢者が円滑に移動できる、何も特定道路だけじゃないわけですね。これは一般道路も、やはり円滑に移動できるようにしなきゃならないと思うわけですがけれども、今の説明ですと、障害者、高齢者が円滑に移動できるのは特定道路だけでいいんだと、一般道路は円滑に移動できなくてもいいんだという考え方でこれは策定されておるのではないかというふうに思うわけです。その辺の解釈をどのようにするか。

それから、一般道路についての基準の中にもこの中にはあると思うんですけども、それは当然だと思うんですけども、例えば照明施設は一般道路のほうの基準にはないけれども、こちらには入っていると。道路照明というのは必要なものだと、別に障害者、高齢者だけでなく一般の人にも必要なものだと。この照明施設、こちらにあるのに一般道路にはそういう決めがない。その辺が不統一ではないかというふうに思うわけですがけれども、一般道路にもそういう照明施設などをつけるというような基準に変更する、そういったことは考えないのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

まず、地域の自主性に基づいて定めるのに国が定める、町では定められないのはおかしいんじゃないかという御質問につきましては、現在、岐阜県内でも十数カ所の市町に特定道路というのが指定されております。そこはどこかと調べましたところ、大体繁華街、繁華街と申しますのは、例えば大垣ですと駅前通りとか、ヤナゲンの前の通り、それから高屋町の人がいっぱい通ったりする通り、つまり徒歩で移動するために人混み

になっている、そういう高齢者等が多く通る通りが指定されているようでございます。

また、多治見とか美濃加茂等でも指定されている部分がございますけれども、これにつきましても、ほとんどが駅前の通り等が指定されているようでございます。

(発言する者あり)

○建設課長（高橋博美君）

ついでとところもでございますが、つけなければならないということではなくて、できる範囲でということで、ほかの市町で指定されているところがございますけれども、全てがこの構造どおりやっているところばかりではなくて、100%その構造どおり施工がされているところばかりではございません。例えば、まだ構造どおりに施工改修、修繕をしたというのが6割であるとか、7割であるとか、3割であるとか、その市町によってその進行ぐあいといいますか、修繕の率が変わってございます。

それで、将来的に輪之内町も発展しまして駅等ができて、繁華街等、大垣の駅前のような状況になれば、そうやって国交大臣から特定道路として指定されるかもしれないという可能性はございます。

次に、何で町に可能性があるかというのは、そういったことで将来的に繁華街等の状況になれば、まるきり特定道路が指定されないということもない、指定される可能性があるというふうに思います。

町にはなぜそれを設けなきゃいけないかというのは、先ほども申しましたが、バリアフリー法の第10条1項の中で道路管理者は特定道路の新設または改築を行う時期は、特定道路移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例に適合させなければならないという規定がございますので、ここから努力義務でございますけれども、制定するよう努めなければならないということから、今回、上程をいたしました。

それから、高齢者、障害者が安心して通れるのは特定道路だけではおかしいということでございますけれども、今まで町のほうでつくりました道路につきましても、道路構造令というのがございまして、これにもたれた形で基準等をクリアして道路をつくっております。

なお、今回はその中でもこのバリアフリー法における特定道路についての規定を制定するということが上程させていただきましたので、一般道路につきましても、そういった構造令の基準にもたれてつくっております。

また、照明施設で特定道路には規定するが一般道路には規定がないというふうでございますけれども、これにつきましても、照明等につきましては、商工会等でもつけておりますし、県道等につきましては、町のほうから道路管理者でございます大垣土木事務所のほうに照明灯の設置等を要望しておる次第でございます。昨年度も輪之内町には県道に2基、照明灯を設置していただきましたが、今年度につきましても、同様にほかの地区において照明灯の設置要望をいたしているところでございます。以上でございます。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治議員。

○6番（田中政治君）

今の中で国交大臣の指定を受けた道路が特定道路だというふうに御説明を先ほどからされているんですけども、この条文を見る限りでは、輪之内町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例というふうに提案されておるんですが、その中に国交大臣指定の特定道路という文言はどこに入っているんですかね。そこで指定されておるといふふうに、さっきからずっと説明なんですけど、その趣旨、総則にも、ずるずると今見ているんですけども、そんな国交大臣が指定した特定道路という文言やなくて、移動のために必要な町道の構造の基準という言葉は書いてありますけれども、それがなぜそういうような説明に切りかわるんですかね、この場合ということと、もう1つ、そうであるならば、町道にはコミュニティバスとか、いろいろなバス、2路線ありますけれども、バス停が皆ありますよね。その中にこういうものを町独自でつくるならば、そういうのも含めて、この特定道路のみならず、そういう施設の充実を図るための町の条例という形で充実させて、町独自の条例も、それなら組み込んだらどうかなあと。何でかといいますと、バスに乗ろうと思って行っても、ちょっと腰かけておるところがないとか、自転車を置いておくところもないし、バスがダイヤどおり来ると思うんですが、やっぱり休憩、年寄りがちょっと腰が痛いのに腰をおろすところもない。だから、バス利用がなかなか進まないのも、いろんな意味において輪之内町のバスがなかなか利用者がふえてこないということも、この中の一因ではないかなあとということを考えたときに、この条例の中にそういうのも組み込んで、この際でするので、もっと充実した輪之内のものも含んだ条例にしたらどうかなということをおもうんですが、どうですかね。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

まず、なぜ国交大臣が指定する特定道路だけなのかということですが、この上程させていただきました条例の第1条の中で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定に基づきというふうになっております。この第10条1項というのが特定道路を指します。つまり、道路管理者は、特定道路の新設または改築を行うときは、この構造を定めなければいけない。つまり、一般道路でこの条例を定めるのではなく、特定道路を新設、改築する場合にこの条例の構造基準にもたれてや

らなければいけないということで、これは一般道路に対して規定するものではないということ、まず御理解いただきたいと思います。通常の一般道路につきましては、道路構造令という基準がございますので、そちらにもたれましてつくっておりますことを御理解いただきたいと思います。

それから、バス停等、高齢者、障害者等に配慮をということで、ベンチや上屋について当町の条例でも決めたほうがいいんじゃないかといった御質問だと思いますけれども、私、担当課ではちょっとないのでわかりませんが、バス停等を設置する際につきましては、そういったベンチ等を設けられるところには設けまして、その他それにかわるべきもの、つまり一般の家の軒の下とか、そういうところにバス停を設ける場合等も、そのバス停を設ける際に選定してあると思いますので、今現在のバス停については、そういった選定の方法がされていると思います。

一般道路につきましてはベンチや上屋については、この特定道路については、バス停を設ける場合はそういうのを設けなさいとなっておりますけれども、この中でも最後の附則のほうで、そのベンチとか上屋、雨風等をしのげるものがない場合、そういうものが既設としてあれば、そういうことを全てやらなくても省略することができるということも書いてございますので、ということで御了解をいただきたいと思います。

(「議長」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治議員。

○6番（田中政治君）

今、建設課長は、バス停におけるベンチやとか上屋とかというのはやらなくてもいいのではないかと。特別無理しろとは言いませんけれども、やれとまでは規定する必要がないという、多分趣旨の御発言だと思うんですが、そういう意味じゃないと思うんですよ。それはバス停とか、公共の交通機関を利用する、それがために不都合なことがあってはいけない。また、それが利用されやすいように整備していくというのも、その公共交通機関が、うちの場合、特に伸び悩んでおるとい実態の中で、担当課が違うと言われましたけれども、この中ではバス停の文言が入っていますので建設課長さんに御答弁をいただいておりますので、それが気に入らんのやったら、担当課長にその分について答弁をいただいても結構なんです、この「第10条第1項の規定に基づいて」という文言が書いてありますけれども、この第10条第1項、こうやって出してくる場合に、この規定に基づきであれば、第10条第1項はきちっと出してくれんと、それが何を意味しているのかということがわからず、今説明を受けて、初めて、ああそうかと。だから、この特定道路についての審議が最優先で、一般道路は高齢者に対してどうでもいいわけじゃないんだけど、今回の条例については特定道路に関する条例を今審議しているんだということがはっきりわかるわけで、私どものこの資料では、この第10条第1項という

のが何やということがわかりませんので、それにもたれてやるということであれば、そのことをきちっと最初に説明をもらって、それにもたれた……、こうやって私みたいなわからん者の質問が起きてくるのは当たり前だと思うわけでございます。

ですから、第10条第1項をきちっともう一度御説明いただくことと、それから今のバス停における利用拡大の一環としてのベンチとか云々という、雨の日に待っているのも大変だとかということであれば、これは担当課のほうからも、関連になるかもしれないけれども、この中では文言として載っておりますので、バス停に関することもね。ただ、特定道路のことにに関して載っていますけれども、うちの場合には特定道路はございませんので、うちのバス路線に当てはめたときに、町の条例の中で特定のみならず、この規定の中でそういうものも町の条例の中につけ加えて条例を制定されていったほうが、もっと輪之内のためになる条例になるのではないかと。ただ、上位法をそのまま流し込んでくるだけなら、当初、議運の中でも諮られましたけれども、上位法で輪之内へ当てはめる場があるので別に審議する必要はないんやというふうになってしまいますので、この輪之内の条例をつくるんだということであれば、そういうのも関連があればきちっとしたものにしていこうというのは別に悪いことじゃないと思うんですが、それはテクニックとしては難しいのかどうかということもお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

まず、バリアフリー法第10条第1項につきまして詳しく説明不足ということにつきましては、おわび申し上げます。

ここで、改めてバリアフリー法第10条第1項について御説明申し上げます。条文をそのまま読ませていただきます。道路管理者は、特定道路の新設または改築を行うときは、当該特定道路を移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例で定める基準に適合させなければならない。

また、第10条第4項では、道路管理者は、その管理する道路を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないという努力条例でございすけれども、これにもたれまして特定道路につきましての条例制定を道路管理者として必要な措置をするために条例制定化、上程させていただいたものでございすので、御理解をお願いしたいと思います。

また、一般道路につきましても、停留所等、ベンチ、上屋につきましても、やっぴいすべきではないかということですが、条例に制定する、しないにかかわらず、当然そういうものはないよりもあったほうが町民のためにもなると思います。これにつきましては、町内の循環バス等、またバス停の設置場所等につきましても、また担当課と協議して、よりよい方法を探っていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第39号の討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

別に反対するというつもりはないんですけれども、今、建設課長の答弁を聞いておりまして、輪之内町にとってこの条例がないとだめなのかどうかというところが全然見えてこない。今、特定道路のことについても説明がありましたけれども、特定道路を建設する場合には、その基準に従ってつくれということを説明されただけであって、どういふところを特定するのかという説明はないんですよね。誰が特定するかということも説明もなかったわけなんですけれども、要するに、町が特定道路を決めるということができるのかできないのか、そのところがちょっとよくわかりません。

それから、先ほど田中議員のほうからもバス停のことを言われましたけれども、バス停が現在は、これは道路管理者のものになっているのか、あるいはどういふ扱いになっているのかちょっとわかりませんが、バス停がもし道路管理者の管理のものになっておるのであれば、どうかわからないというような答弁は、これはまた無責任な答弁だというふうに思ったわけです。

バリアフリー化を進めていく、これは大事なことでするのでどんどん進めていかなきゃならないんですけども、この条例が本当にバリアフリー化を進める方向になっていくのかどうか。全く絵そらごとのようなことばかりが書いてあって、本当に障害者の方の立場に立った条例にはなっていないというふうに思えて、今後、この条例の改正などを行いながら、町民の目線に立った、そういう条例にしていただきたいと思いますというふうに思っております。

今回、この制定することについて、住民に対して何か負担をお願いするとか、あるいは不便になるとか、そういうようなことはないと思いますので、なくてもどうでもいい条例だと思いますけれども、反対する必要はないと思うので反対はしません。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで討論を終わります。

これから議第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第39号 輪之内町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時34分 再開）

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋愛子君）

日程第12、議第40号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

税務課長から議案の説明を求めます。

田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

それでは、御説明申し上げます。

議案の24ページをお開きください。

議第40号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成25年6月11日提出、輪之内町長。

それでは、御説明申し上げます。

本議案は、この議案提出に際しまして6月4日開催されました国保運営協議会において慎重なる御審議をいただき、提出させていただいております。

今回、平成25年度の国民健康保険税の課税総額が決まりましたので、保険税率を見直すための改正でございます。所得割額、均等割額、減額の額が改正となっております。

それでは、新旧対照表で主な改正について御説明させていただきますので、お手元の新旧対照表1ページをお開きください。

第3条、国民健康保険の被保険者に係る所得割額についてでございますが、率の引き下げを行っております。従前の「100分の7.85」から「100分の7.10」ということで、100分の0.75の減となっております。

次に第4条、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額につきましては、従来の「3万7,800円」が「3万5,700円」ということで、2,100円の減となっております。

第6条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額でございますが、従来の「100分の2.97」が「100分の2.60」ということで、100分の0.37の減となっております。

次に第7条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額でございますが、従来の「1万3,200円」が「1万2,600円」ということで、600円の減となっております。

次にページをめくっていただきまして、2ページ、第8条、介護納付金課税被保険者に係る所得割額でございますが、「100分の2.54」から「100分の2.50」ということで、100分の0.04の減となっております。

今まで申し上げましたこと全体としましては、均等割額の合計は6万6,000円が6万3,300円ということ、所得割の合計は、100分の13.36が100分の12.20ということ、100分の1.16の減となっております。

次に、減額について御説明申し上げます。

第23条、国民健康保険税の減額についてでございますが、減額については3通りございまして、7割軽減、5割軽減、2割軽減でございます。7割軽減と申しますのは、所得が33万円を超えない世帯が該当し、先ほど御説明しました均等割額の7割を減額するものでございます。5割軽減につきましては、24万5,000円掛ける世帯主を含めない被保険者数プラス33万円を超えない世帯が該当し、均等割の5割を減額するものであります。2割軽減につきましては、35万円掛ける世帯主を含めた被保険者数プラス33万円を超えない世帯が該当し、均等割の2割を軽減するものでございます。そして、その軽減におのおのイ、ロ、ハというのがございまして、イは医療分のこと、ロは後期高齢者等支援金分のこと、ハは介護納付金のことでございます。

23条の1号は7割軽減のことでございまして、均等割額を医療分は「2万6,460円」から「2万4,990円」に、後期高齢者支援分についても均等割を「9,240円」を「8,820円」ということでございます。

続きまして、2号は5割軽減のことでございまして、均等割額を医療分は「1万8,900円」を「1万7,850円」に、後期高齢者支援分については、均等割を「6,600円」を「6,300円」ということでございます。

3号は、均等割を医療分「7,560円」を「7,140円」に、後期高齢者支援分について均等割額を「2,640円」を「2,520円」と変更となっております。

次に、ページをめくっていただきまして、附則の改正がございまして、第15号でございます。東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例につきましては、東日本大震災関連の土地の譲渡期限の延長の特例に相続人の追加を求める改正でございます。

最後に、議案に戻っていただきまして、26ページ、附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第15号の改正規則は、平成26年1月1日から施行させていただきます。

適用区分としては、改正後のこの条例の規定でございますが、平成25年度以後の分の国民健康保険税について適用いたしまして、平成24年度分までにつきましては、従前の例によるということでございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第40号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第40号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第13、議第41号 輪之内町修学助成事業奨学金支給基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

教育課長から議案説明を求めます。

森島秀彦君。

○教育課長（森島秀彦君）

27ページをごらんください。

議第41号 輪之内町修学助成事業奨学金支給基金条例の一部を改正する条例について。

輪之内町修学助成事業奨学金支給基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成25年6月11日提出、輪之内町長。

詳細におきましては、新旧対照表で説明させていただきます。5ページをごらんください。

公益法人改革により、財団法人は平成25年11月30日までに一般財団法人、公益法人のいずれかに移行する必要があるということになっておりまして、寄附者が平成25年4月1日に名称変更がなされましたので行うものでございます。

第2条、基金はということで、「財団法人国際調和クラブ」を「一般財団法人国際クラブ」に改正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第41号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第41号 輪之内町修学助成事業奨学金支給基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案につきましては、会議規則第46条第1項の

規定によって6月17日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第35号から議第38号まで及び議第40号については、6月17日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、6月18日に委員長報告をお願いします。

○議長（高橋愛子君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会最終日は午前9時までに御参集願います。

本日は大変御苦労さまでした。

(午前10時48分 散会)

平成25年6月11日開会 第2回定例輪之内町議会

第2号会議録 第8日目

平成25年6月18日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議案上程

日程第4 町長提案説明

日程第5 議第35号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）

議第36号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第37号 平成24年度輪之内町水道事業の決算の認定について

議第38号 平成24年度輪之内町水道事業の剰余金処分について

議第40号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成25年第2回定例町議会付託事件）

日程第6 議第42号 輪之内町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

日程第7 発議第1号 TPP交渉参加に反対する意見書について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	森島昭道
参事兼 会計管理者	加藤智治	調整監	加納孝和

調整監兼
福祉課長 岩津英雄

経営戦略課長 荒川浩

住民課長 松井均

建設課長 高橋博美

総務課長 兒玉隆

税務課長兼
会計室長 田中実

産業課長 中島智

教育課長 森島秀彦

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 足利恵信

議会事務局 西脇愛美

○議長（高橋愛子君）

ただいまの出席議員は 9 名で、全員出席でありますので、平成 25 年第 2 回定例輪之内町議会第 8 日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第 1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第 35 号、議第 37 号、議第 38 号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第 35 号及び議第 36 号、議第 40 号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は 3 回までとします。

9 番 森島正司議員。

○9 番（森島正司君）

おはようございます。

トップバッターとして一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず、町内道路の技術基準についてお伺ひいたします。

町道の技術的基準条例や、高齢者、障害者等の移動等円滑化のための町道の構造基準条例が施行されますけれども、これらの基準は、既存の町内道路の実態とは著しく乖離していると思います。既存の道路を今後いかにこの基準に合わせていくかが、町として住みやすいまちづくりのためにも重要な課題だと思ひます。条例制定に当たって十分な審議時間もないまま採決されてしまい、これらの条例が当町の道路行政にどのように生かされていくのか明らかにすることができませんでした。

そこで、改めてお伺ひいたします。

この条例の対象となる町道は、何路線、何キロメートルで、そのうち、この条例の基準に合致している町道は何路線、何キロメートルあるのでしょうか。そして、この技術的基準から外れている町道については、今後どのように改修していくのか、お考えをお尋ねいたします。

なお、第3種第5級以下の道路であっても町民にとっては重要な道路であります。今回の条例制定が地方分権一括法に基づいて、地域の自主性、自立性を高めるものと言われるなら、小規模の道路についても、住民の意見を聞きながら、町独自の基準をつくり、それに従って維持管理していくことが必要ではないでしょうか。

また、県道についても、私はこれまで歩道等の設置や道路照明について要望してきましたが、県道安八・平田線は、安八町は道路の両サイドに植樹帯付きの歩道が整備されているのに、輪之内町に入ると途端に歩道が狭くなり、しかも、片側しか設置されていません。安八・海津線に至っては、多くのところで左右どちらにも設置されていないのが現状であります。

安八スマートインター設置が決まり、今後、交通量の増大が考えられます。県においても県道の技術的基準条例が定められており、基準が単に絵に描いた餅にならないよう、歩道等の整備について町から強く要望していただきたいと思います。町長の見解をお聞かせください。

続きまして、土地開発公社の事業についてお伺いいたします。

土地開発公社の事業については昨年12月議会でもお尋ねしましたが、再度、平成25年度事業計画及び平成24年度決算報告に基づいてお伺いします。

まず、人件費についてお聞きいたします。

昨年、配付いただいた平成24年度事業計画には予算書は含まれておらず、今回の決算報告で当初予算に人件費が給料等で278万7,000円が計上されていたことが初めてわかりました。この人件費のために損益計算書で、私の記憶では初めて当期純損失が計上されました。土地売却もなく、受取利息以上の経費を支出すれば損失が出るのは当然ですが、なぜ人件費を計上しなければならなかったのか。従来の業務のほかに何か特別の業務があったのでしょうか。

また、採用された人は、どういう身分、肩書、労働条件で採用されたのか、お伺いします。

過去に当期純損失を計上したことはあるのか、あったとすれば、いつで、その理由は何だったのか教えてください。

次に、事業内容についてお伺いします。

平成24年度当初事業計画では4億1,227万円の東大藪工業用地造成事業が、決算ではわずかに4,365万円しか支出されておりません。当初予算ではどういう事業を計画していたのか、それがなぜどのように変更されたのでしょうか。

そして、平成25年度事業計画でさらに2億4,000万円以上の造成事業計画が掲げられています。どういう工事で、いつまでに完成しようとしておられるのでしょうか。その事業内容を説明してください。

平成25年度事業計画の造成土地の処分、東大藪工業用地造成事業の処分価格が9億

7,121万円、南波工業用地造成事業の処分価格が4億8,739万円となっていますが、今年度中に売却するめどがついているということでしょうか。

なお、平成21年度までは町長から地方自治法第243条の3に基づいて提出される土地開発公社事業計画に、事業予算、予算実施計画、資金計画、予定貸借対照表が添付されていましたが、平成22年度からはA4の事業計画1枚だけになっています。なぜ予算書や資金計画などの書類が提出されなくなったのでしょうか、その理由をお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、森島正司議員の御質問にお答えをいたします。

2点ほど御質問をいただきましたが、まず第1点目の町内道路の技術基準についての御質問にお答えしたいと思います。

平成25年第1回定例議会に提出いたしました輪之内町町道の構造の技術的基準に関する条例につきましては、平成23年5月2日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法が公布されて、これに伴いまして、道路法第30条第4項が改正され、これまで政令で定めておりました基準を輪之内町町道の構造の技術的基準に関する条例を制定することによって輪之内町の道路に適用する基準等を定めたということであります。

また、今定例議会に提出いたしておりました、輪之内町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例につきましては、同じく平成23年8月30日に公布されました第2次一括法によりまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法第10条第1項が改正されて、移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準が地方公共団体の条例に委任されたことにより、主務省令等を参酌いたしまして輪之内町に適用する基準を条例化したものであります。

また、同法第2条第9号及び同法施行令第2条に規定する生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣が指定するものである特定道路の新設または改築を行う場合の道路の構造基準について、道路管理者として道路移動等円滑化基準に適合させるべく条例で定めたものでございますので、特定道路として指定されない既設道路の改築や道路改良においては適合させるべきものではないことを御理解いただきたいと思っております。

さて、これら2本の条例の対象となる町道であります。輪之内町町道の構造の技術的基準に関する条例の対象となる路線につきましては、815路線、延長315.2キロメートルであります。そのうち、この基準に適合する延長につきましては、220キロメートル

となっております。

それから、輪之内町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の対象となる特定道路は、先ほど申しましたとおり、国交大臣による指定はなされておられません。

今後の取り扱いであります。道路の新築、改築等に当たりましては定められた構造基準、これには条件緩和の基準というのものもあるわけですが、それらも含めてということですが、それに基づいて実施していくこととなりますが、御質問にございました既存の道路の拡幅、道路改良等の際にも、これはできる範囲の中で技術的基準の趣旨を参酌して実施してまいりたいと考えております。

それから、県道についての歩道の設置や道路照明についてであります。これは毎年県に対しまして要望書を提出して、当町にも現実に現場に来ていただいて確認もしていただいております。少しずつではありますが、歩道の新設や街路灯の設置も行っていると考えております。今後も、引き続き継続して要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、第2点目の土地開発公社の事業についての御質問にお答えをいたします。

まず、人件費に関する御質問についてであります。土地開発公社では、平成24年度において東大藪で取得した用地の農地転用手続、造成に伴う土地開発協議、県道の土地計画上の協議、さらには南波地区の工場用地の取得等、多くの業務を抱えておりました。これらの業務を着実に推進するため、平成23年度末で定年退職をされました町職員を土地開発公社の事務局長として雇用したとの報告を受けております。

次に、土地開発公社が過去に当期純損失を計上したことはあるかというお尋ねであります。これは平成10年度、平成12年度、平成13年度、平成15年度の4回計上されているとのことであります。その計上理由といたしましては、利息の支払いによるもの、附帯事業工事によるもの、土地の売却損失によるもの等でございます。

次に、平成24年度当初計画において4億1,227万円の事業費を組みながら4,365万円の支出にとどまったことについてのお尋ねであります。当初計画では平成24年度内に造成工事を完成させる予定であったものが、農地転用、開発協議の許可がおくれたため、造成工事の発注時期がおくれ、設定工期を平成25年度5月末日としたことにより、工事費の支払いも平成25年度にずれ込んだことによるものとの報告を受けております。

次に、売却のめどについての御質問でございます。

平成25年度では、売却までの予定で事業計画を立てているとのことであります。東大藪の工場用地については、具体的な企業の決定には至っておりません。

最後に、土地開発公社の制度や業務につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律で定められ、設立団体の長が土地開発公社を監督すると第19条で規定をされております。土地開発公社からは、事業年度前に、次年度の予算、事業計画、資金計画について

提出があり、事業年度終了後には監査委員の意見を付した決算書を提出させておるところであります。

また、地方自治法第243条の3において土地開発公社の経営状況を議会に提出することになっており、地方自治法施行令第173条では、経営状況を説明する書類として事業計画及び事業の決算に関する書類となっておりますので、関係法令に基づき、必要な書類を議会に提出させていただいたところであります。

以上で、森島正司議員に対する答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司議員。

○9番（森島正司君）

まず、道路のほうですけれども、私の質問の趣旨は大筋ではわかっていると思いますけれども、輪之内町内の道路、不備なところが幾つかあると思います。これをいかに早く住民に喜んでもらえるような、そういう道路にしていくかと、これが私の質問の大前提であります。

そのところで、ただ、法的にこの条例は既存の道路には適用しないんだということだけでは、これでは何のために条例をつくったのかとなってしまいますので、今、町長も言われましたけれども、今後、改築するに当たってはそれに従って進めていくというような御答弁だったと思いますけれども、しかし、今回施行される条例の中身というのが非常に実態にそぐわないような条例になっている。1車線の幅を何メートルにしろとか、あるいは歩道は何メートルにしなければいけない、そういうようなことは小さな道路には適用はできない。だから、大きい広い道路であっても、それを即実施するということは用地交渉の問題などからいって、これはほとんど不可能に近いのではないかなというように思うわけです。

質問の中でも言ってきましたけれども、自主性、自立性を尊重するというのが一括法の趣旨であるならば、もっとこの輪之内町に合った条例にすべきではないかというふうに思っているわけでありまして、このことにつきましては、町長の考え次第でなっていくものと私は思っております。

そういうことで、今後、住民からの要望に対しては積極的に応えていく、こういうことを表明していただきたいというふうに思います。

それと県道につきまして、スマートインターが完成すれば、交通量の増大というのは当然考えられる。安八町については立派な歩道ができておる。ところが、輪之内町に来ると、先ほど言いましたように十分整備されていない。そして、県道沿いの地主がどんどん今改築といいますか、石垣を組んだり、あるいは家を建てたり、それは個人の権利でやっておられるわけですけれども、こういうのがどんどん進んでいく。これがどんど

ん進んだ後では、拡幅しようと思ってもできなくなってしまう。今ならまだできるところでも、できなくなる可能性がある。そういったことで、これは早急にやっていく必要があるのではないか。なぜ安八町があれだけしっかりできているのに、輪之内町に来ると、途端に歩道が狭くなるのか、その辺どのように考えておられるのか、お伺いしたい。

そして、今までどおりの、今後も引き続いて要望していくのではなくて、新たな決意を持って県に要望していただきたい、このように思うわけですがけれども、その見解をお伺いしたいと思います。

それから土地開発公社の事業につきまして、人件費が計上されたことによって純損失を計上しなければならなくなってしまう。この業務内容としては、東大藪の造成、あるいは南波工業用地の業務がふえたということですがけれども、これはまだ終わっているわけじゃないですね。それで、25年度はどういうふうに対応していられるのか、24年度だけでよかったのか。

それから、以前エフピコを招致したとき、あるいは岩仲毛織、そういったときに公社でやっておるわけですがけれども、このときにも事務局長はなくてやっていたはずですが。そのときと比べて本当にこの人件費が必要だったのかどうか、これは疑問ではようがないわけですがけれども、過去の大規模な土地開発のときでも事務局長なしでやっていたのに、24年度だけこの業務がふえた、その辺をわかりやすく説明してください。24年度は必要だったけれども、25年度は必要なくなった、その理由も聞かせてください。

それから、今年度中に売却ということですがけれども、南波のほうも処分価格が上がっているわけですね。南波のほうは、まだ土地買収が済んでいないんじゃないですか。その処分価格として計上されているわけですがけれども、どういうふうに計画されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

まず、基本的な部分だけ私のほうからお話しさせていただきます。

道路の維持補修の関係、今後の取り扱いをどうするのという話、地方分権一括法に基づく条例の整備については、今までの構造令基準を変更する理由もなく、差し支えないという前提で条例に移管しておりますので、それ以上でも以下でもないわけですがけれども、問題は、先ほどもおっしゃられたとおり、約100キロ弱の基準に満たない道路についてこれからどうするのという話だと思いますけれども、これは細かい基準をつくるというよりも、ここまで来ますと、個々具体の中でどう判断していくかということのほうが大事になりますので、先ほど申し上げたのは、そういうことの中で基準の趣旨に沿うように、今後、維持補修、改修工事等をやっていけたらいいなという、そういう意味で申し上げたということをお伺いしたいと思います。

当然のことながら、住民からの御要望というものは大事でございますので、その中で物理的にできる部分、できないものもございませうけれども、趣旨を損なわないように努力はしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

それから、スマートインター関連で県道の整備についての御要望がございました。まさしくその部分の認識については、森島議員と認識を同じくしております。何でやという思いはありますけれども、これはやっぱり長年の積み重ねの中で結果として出てきていることですので、そのところは遺漏のないようにしっかりと、これからも新たな状況変化に対応する決意のもとで県にもさらなる要望活動をしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

それから、土地開発公社は25年度に、これは本当は土地開発公社は、私は監督者の立場でありますので余り言うこともないんでありますけれども、24年度に事務局長がいて、25年度に何でおらんのやという話でありますけれども、これは特に24年度に事務局長がそこに在籍した意味は、それ以前の南波の工業団地でありますとか、以前からの公社事業に対するノウハウを相当お持ちの方でありましたので、その能力を引き続き活用したいという思いで、24年度についても公社の経費の中で雇用したということであります。25年度につきましても、引き続き仕事をしていただきたかったというふうに聞いておりますけれども、残念ながら個人の事情で事務局長の職を辞されたということで、その後、それにかわり得る適切な人材を見つけることができなかつたものですから、役場の職員で汗をかきながらやっておるということでございます。以上であります。

○議長（高橋愛子君）

調整監 加納孝和君。

○調整監（加納孝和君）

それから南波のことにつきましては、買収は、まだ現在行っておりません。売買予約という形で承諾をいただいておりますので、今後は、スケジュール的に申し上げますと、除外がおりて、その時点で内金といいますか、2割ほどお支払いして、それから今開発申請といいますか、用意しておりますので、その開発の許可をいただきながら、転用が終わりましたら、残りのお金の8割分を、売買代金は支払うという予定であります。以上です。

（9番議員挙手）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司議員。

○9番（森島正司君）

何も担当課のほうからは説明がないということですが、今、町長は基本的なことだけお答えするというようなことでお答え願ったというわけですがけれども、具体的に基準以下といいますか、3種の5級道路については細かい規定はないわけですがけれども、そう

いう生活に密接している部分で、側溝がないとか、あるいは見通しが悪いとか、そういうところが数多くあるわけですが、その辺はどのように把握しておいて、今後どのようにそういうのを改善していこうとしているのか、そういうことをお伺いしたい。

それから歩道の整備、これは3級、4級でしたか、こういった道路の歩道整備も基準では両側にとらえておるわけですが、これも町道においてもそういうのはほんの一部でしかない。特に西幹線などは非常に交通量も多いわけですが、全く歩道がない。こういうようなことについて、何も構想は持っていないということなんでしょうか、その辺のところをちょっとお伺いしておきます。

それから、土地開発公社の25年度の事業計画を見ますと、東大藪は造成工事で2億4,000万、それから南波のほうは用地費、測量で3億7,000万になっておるわけですが、それとあわせて造成土地の処分として、当初言いましたように、東大藪が9億7,000万、それから南波が4億8,000万になっておるわけですが、この計画書というのは、もっと詳しく説明してもらわないとわからないわけですが、土地も取得していないのに、この処分予定を見込んでいう事業計画なんでしょうか。それが、要は資金計画などの資料がないものですから、一体どういうことで、例えばこの6億1,500万円の事業計画を見ているわけですが、この売却益でこれを充当しようとしているのか、あるいはこの長期借入れ、債務負担行為でと言われますけれども、当初予算において一般会計のほうでその金額というのは明示されていなかったと思いますけれども、債務負担で、だから、これは町の債務負担行為というのは幾らまでやるつもりでおるのか。

それと、今の処分価格が14億あるわけですから、この事業計画で見ますと、恐らくこの14億というのは実現する見込みは全くないと思うんですが、どうしてこういう事業計画になっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

まず、道路のほうに関しての御質問にお答えいたします。

3種5級道路についての、側溝がないとか、見通しが悪い、どのように把握して、今後どのように改善するのかという御質問でございますけれども、まず道路につきましては、輪之内町は3種4級と3種5級でございます。3種5級以下というのはございません。通行量が1日500台以下の道路は、全て3種5級という規定がございます。その中で道路に側溝がないとかというところもございまして、見通しが悪いところもございまして、これらにつきましては、町内全て把握できているものではございませんけれども、区長さん等から、順次そういった不都合のある道路、また住民の方から伺いました苦情、要望等がございますので、そういうところから優先的に修繕等をしているの

が現状でございますし、全て把握するのは難しいので、区長さん等からの要望を順次受け付けているところでございます。

また、歩道等の整備、両側がない、また一部しかないというところもございますけれども、ほとんどこれは県道についてでございます。県道について片側歩道、また両側歩道等がございますけれども、とりあえず片側歩道だけでもつけていただけないかということで県にはお願いしてございます。

県道安八・平田線につきましては、片側歩道がほとんどついてございます。両側歩道になっているのは、イオンのところから南へ行きましてゲンキーのところまで、ここににつきましては両側歩道になっております。また、歩道のないところでございますけれども、県道安八・海津線でございますが、両側歩道につきましては、海松新田から平輪橋にかけては両側歩道でございますが、海松新田からその北、ミラリードのところまでにつきましては、片側歩道となっております。また、そのミラリードから北につきましては、里の信号機まで歩道なしの状態になっております。

一昨年度、安八町の切割から南波の神社のところまで、片側ではございますが、歩道を設置していただきました。また、昨年度、その南波のところから里の信号の手前まで測量を県のほうでやっていただいております。その測量にもたれまして、今年度もしくは来年度に歩道をつけていただけたらと思っておりますが、県のほうも全体的に歩道設置の予算というものがございまして、これにもたれて必要な箇所から、その市町によってこの工事金額をつけていただきまして、少しずつではございますが、要望をかなえてもらっております。先ほど町長のほうも答弁いたしましたけれども、今後も新たな気持ちを持ちまして、県に対して要望していく予定でございます。

また、その他、準幹線的な道路でございます西幹線等につきましては、歩道等を設置すると、なおよいと思っておりますけれども、土地買収等が絡んでまいります。町の財政とも相談しながら、できる範囲の中で進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋愛子君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

土地開発公社における南波の造成事業の計画について詳しくということでございますが、先ほど調整監からもありましたように、もう間もなく農振除外が正式に許可される見通しでございます。既に内定的なものはいただいております。今現在、開発の申請行為、そして農地転用の手続をすべく準備を進めておりまして、これを大体11月ごろに終えたいというふうに思っております。その段階で地権者と、先ほど売買予約契約という話がありましたが、農振除外のときに売買契約を結びまして、そして農転、開発がおりた時点で本契約、残りを精算して土地を取得すると。そうすると、年末から年度末にかけて、計画ではございますが、約4カ月間で造成工事を終えて売却を今年度中にした

いというふうにスケジュール的には考えております。

町の一般会計の債務負担行為との絡みでございますが、確かに東大藪に関しては、まだ具体的な売却先というのは決まっておりません。現在、6,000万円の借り入れがあるわけでございますが、それに対して損失補償をすると債務負担行為はなっております。しかしながら、この年度内に計画どおり進めば、そういった一般会計での持ち出しというのはなくて、土地開発公社自身の会計の中の売却益でペイできるというふうなことを考えております。

いずれにしましても、優良企業が誘致できるよう、さまざまな機関に今PRに努めておりますが、今後も鋭意努力させていただきまして、優良な企業の誘致に努めてまいりたいと思いますので、議員の皆様方にもいい情報があれば御提供いただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

(9番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

9番。

○9番（森島正司君）

今の土地開発公社ですけれども、14億5,000万円の売却予定ですけれども、南波のほうの土地の価格というのは、これは4億8,700万円で売却した場合、どれくらいの利益が出るというふうに考えておられるのか。

買収と造成で今年度は3億7,400万、過去には1,000万円が払われていないのかどうかわかりませんが、この価格が利潤になるつもりなのかどうか、その辺のところがちよっとわからないもので、ちよっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

南波の売却代金、売ったときの大体収益は幾らかということでございますが、これは本当の概算ベースでありますけれども、やはり売却というのはあくまでも交渉事でございますので、私ども売り手は一元でも高く売りたいですし、買い手になる企業さんは一元でも安く買いたいというふうでございまして、いずれにしても交渉事になってこようかと思っております。ましてや、現段階では造成費が幾らかかるかとか、そういうこともこれから事業費が固まってまいりますので、まだ今の段階では幾ら利益があるかということは非常に不確定な数字でございますので、こういった不確定な数字を申し上げますと数字だけがひとり歩きするという現象も生じかねませんので、この場では控えさせていただきます。以上でございます。

○議長（高橋愛子君）

次に、6番 田中政治議員。

○6番（田中政治君）

おはようございます。

議長さんの許可をいただきましたので、続いて質問させていただきます。

東海地方も梅雨入りをし、田畑には恵みの雨が降り、カエルの合唱も大きな声で聞こえてくる季節となりました。クールビズも始まり、いよいよ暑くなってきたと実感する毎日です。

今議会で質問をする機会をいただきましたので、1点に絞って質問をさせていただきます。

公共交通バス利用の増加に向けてということでございます。

議会初日に、輪之内町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例が可決されました。この条例は、国土交通大臣の指定する特定道路に関するものでした。当町には現在ありませんが、その中でバス停に関するもの等も規定されています。

当町にもコミュニティバス等が運行され、町民の方々の移動手段の一つとなっています。特に高齢者の方々には必要な足になってはいますが、利用しにくい現状です。バス停まで自転車でいきたいが、駐輪スペースがない。バスが来るまで立って待つ、雨のときも大変です。地域の実情を見ながら利用しやすい形態にしなくては、増加は見込めないのではないかと思います。

以上のことにより、3点ほど質問させていただきます。

1. 数年の利用状況について。
2. 利用者へのPR方法について、問題はないか、町外への利用の方法も含めどうか。
3. 足が痛い、腰の状態が悪い等、身体的に難儀がある方について、ベンチ、上屋、駐輪場所の確保等についてどう考えてみえるかをお尋ねいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、田中政治議員の公共交通バス利用の増加に向けての御質問にお答えをいたします。

まず、私が町長に就任させていただいて以来、バス路線につきましては、2度にわたって見直しを図っております。

まず、就任直後においては、平成19年9月30日をもって岐阜乗合自動車株式会社の南濃線が廃止されたことに伴い、輪之内町自主運行バスの輪之内羽島線をリニューアルした輪之内北部羽島線（2系統）と、新たに輪之内南部線（1系統）を平成19年11月1日から運行しておりました。

また、2回目には全面的な見直しとして、平成22年10月1日からは輪之内文化会館前と岐阜羽島駅を結ぶ輪之内羽島線、安八温泉、ザ・ビッグ輪之内店とコミバス今尾を結ぶ輪之内町コミュニティバス南北線、輪之内文化会館前とザ・ビッグ輪之内店を結ぶ輪之内町コミュニティバス町内線を運行しており、平成22年の見直しからは、車椅子のリフトつきマイクロバスも導入をしているところでございます。

さて、御質問の第1点目のコミュニティバスの数年の利用状況についてであります。見直し後の平成22年10月1日から平成23年9月30日の1年間の総輸送人員は1万4,501人、平成23年10月からの1年間は1万1,718人となっております。中でもコミュニティバス町内線につきましては、平成22年10月からの1年間の利用人員は389人、平成23年10月からの1年間は141人となっております。町内線の利用者が極端に少ない状況となっております。

路線の再編成につきましては、平成22年の見直しに先駆けて平成21年9月に実施した地域公共交通に関するアンケート調査結果等を踏まえて、より利便性向上のための見直しを図ったところであるわけですが、利用状況の結果を見る限りにおいてはアンケートの方向と余り一致していないのではないかと、非常に残念な結果でございます。

それらを踏まえた上で、第2点目の御質問、利用者へのPRの方法について問題はないのか、町外への利用の方法を含めてどうかということにつきましては、町のホームページに掲載するなど、また時刻表の改正等があった場合には、町の広報紙やチラシ等でお知らせしております。

これは利用者のPRの方法以前の問題として、安八温泉、それからコミバス今尾を結ぶ町をまたぐ路線も、利用者の増加策の一方法として協力してやったつもりでございます。一部、例えば通学等については、ある程度の効果は出ていると思っておりますが、まだまだ、特に全体的な利用の確保という意味においては、例えば安八温泉へ行くときの呼びかけ等々、ニーズをお持ちと思われまます老人クラブ等との連携を強めて、きめ細やかな説明を行いながら利用増進を図ることがぜひとも必要ではないかと、そんなふうに思っております。残念ながら、特にここはドア・ツー・ドアという意味では軽トラック利用の御老人が多くて、なかなかその利用の展開を図るといのが非常に難しい状況であります。鋭意その努力はさせていただきたいなと思っております。

それらを踏まえて、貴重な御提案でございますが、3点目の御質問で、ベンチだとか上屋とか駐輪場の確保等についてどう考えておるんだということでございます。

まずもって、設置等につきましては、各停留所付近の道路の状況、幅員等がどうしてもその安全確保という意味では必要になってまいりますので、その周囲の安全が確保できるかどうかという検討は少なくとも必要なだろうと、そんなふうに思っております。

ただ、これは言いづらい話なんでありますが、やっぱり1年間の利用が、特にこの140人とか200人とかという状況の中で、これに関してどれだけの予算充当が許されるの

かという微妙な問題もあるのかなと思っています。できるだけそういうことでは努力をしたいと思いますが、これもやはり全体の費用対効果というものを考える必要があるらうと、そんなふうに思っております。

ちなみに、その余り利用が多くないコミュニティバスの町内線についてなんですが、これはもう御承知のことかと思いますが、実は非常に混雑した道路以外の場所ではフリー乗降区間というのを設けておまして、どこでも手を挙げれば乗っていただくというスタイルも実はとっておりますので、その辺も含めて、今後どう対応していくかということを検討していきたいなど、そんなふうに思っております。御理解をいただきたいと思っております。

おっしゃるとおり、高齢化が進む中で公共交通の安定的な運営とその維持というのは、輪之内町のみならず、各自治体の抱えた共通の課題でもございます。民間企業が撤退する中で、どう地域の足を確保していくかという難しい問題がありますが、避けて通るつもりはありませんが、難しい問題だということだけは共通の御理解をいただきたいなど、そんなふうに思っております。

町といたしましても、いろんな問題を座視しているわけではございません。頻繁な見直しというのは、定期、固定の客をつけるという意味では問題がありますので、ある一定区間を区切りながら見直しをしていくというスタイルで今まで来ております。ぼちぼち今の状況も見直しをしなければいけないのかなと実は思っておりますが、そのために町としては、今年度、国の補助事業でございまして、地域公共交通確保維持改善事業というのがございまして、ここで改めて調査等を行いまして、町内の路線、それから広域的な路線運行を、周辺自治体との協力体制の確立もありますけれども、そういったものについて費用対効果を見きわめながら、よりよい地域の公共交通のあり方について検討して、早急な見直しを図ってまいりたいと思っておりますが、思いと裏腹になかなか遅々として進まない、内心じくじたる思いもございまして、何とかいい方向を見出したいなど思っております。

地域のニーズにつきましては、議員各位のいろんな意見、要望に対する住民のニーズの把握もいただいておりますので、それらを踏まえながら、よりよい結果を出せていけたらいいなど、そんなふうに思っております。

以上で、田中政治議員に対する答弁とさせていただきます。

(6番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治議員。

○6番（田中政治君）

御丁寧に御答弁いただきましたが、1番目の利用状況についてはわかったわけなんです、この中で構成割合が、例えば年齢別とかという形で教えていただきたいと思いま

す。

それから、このバス停が、バスは公共交通バス、当町にはこれしかないんですが、電車がありませんので、これがなくなるということは町にとっても非常にイメージが悪い。前に岐阜バスの撤退の関係でこういうふうにやったらどうかというときに、この議会の中でもいろんな意見がございました。バスが通ったら邪魔になるとか、こんなものを利用する人が少ないとか、いろんな御意見がございましたけれども、やはり公共交通機関というのは、今、輪之内町が進めてみえます人口1万人以上を早く達成するためにも、町外からいろんな若い方、お年を召した家族の方も含めて住んでいただくには、何も乗る公共的なものがないということになりますと、なかなかイメージも悪いと。また、不動産屋にしても、バス停より何分ぐらいのところ造成しましたよとか、スーパーが何分ぐらいのところにありますよとかという一つの目安にもなるものでございますので、何とかこれは維持していくということがぜひ必要だというふうに思います。

その中で、年間に3,000万円近いほどのこういう予算を立てて事業が推進されておるわけなんです、うちもおばあさんが1人おられますけれども、いろいろ話をしておりますと、先ほど来から質問の中にありますように、バス停へ歩いて行くのかと。歩いていくだけでも疲れてしまって、足が痛い、腰が痛いのに大変だよと。せめて、自転車はまだ乗れますので、87歳になりますけれども、まだ自転車に乗って今尾まででも行くような人ですので、自転車なら乗れるけれども、歩いてそこまで行けというのはちょっと苦しいやないかと。行ったわ、自転車はどこへ置いておくんやと、置いておくところもないやないかと。

今のコミュニティバスには手を挙げりゃあいいんですが、手を挙げるところまで行くのに、私の地域ではかなり離れておりますので、やっぱりそこまで行くにも歩いて行くなり、何らかの形でそこまで移動するという当然の手段を求められるわけです。

それで、行ったわ、バスは多分正確な時間に来るとは思うんですが、行ってしまったということも多分あるかもしれません。そんな中でいつまで待っておっても、待つには待つんですが、立って待っておるのもえらいやないかと、腰かけるところもないやないか。だんだんバスというものに対しての関心が薄れていってしまう。だから、バス利用がどんどん離れていってしまうという一つの大きな要因がここにあるのではないかと。雨降りは待っておるのやけど、足とめて出なきゃあいいんで、雨降りのことはともかくとして、ちょっと腰かけるところが要るんやないかと。

私どもみたいに、年は食ってききましたけど、まだ30分や40分、1時間近くは何とか立っておれといやあ、汗をかいてでも立っておれますけれども、80、90近い高齢になりますと、その時間が大変苦しいと、どこかへ腰をおろしたいというのが誰でも思うことだと思います。

そんな中で、全ての場所においてベンチとか駐輪場とか云々というのは難しいといい

うことは十分承知しております。そんな中、できるところから、その場所がなければ、何とか借りるか買うか何かしてでも整備をしながら、このバス路線を維持しながら利用者の増加を図る一つの努力が、ただ、ありますよ。システムをいじくったらよくなりますよと、その段階は過ぎたのではないかと。見直しは必要ですけれども、町長がおっしゃったように、余りやると定着しない。変わりづめやないかと、ダイヤもよく変わる、どうしたもんやろうということで、利用される方についてもなかなか難しい問題があるかと思えます。

先般、ちょっと話をしておりました。なら、行きはよいよい帰りは怖い、行きは乗っていったけど、帰りはどうやって帰ってくるんやと、そこら辺までなかなかわからないんだと、だから利用ができへんと。乗れ乗れ乗れ乗れはええけれども、乗っていったわ、帰りはおまえが迎えに来てくれるかと、そういう話もよく聞くんですね。

私もお恥ずかしいながら、輪之内のバスには最初のテープカットのときに1回乗せていただいたきり、ここにおける議員も何人の方が乗られたかわかりませんが、執行部の方も何人の方が乗って利用されているかわかりませんが、多分私とよく似たような状況ではないかと。自分で乗ってみて、安八温泉も自分で行って見て、今尾へも自分で行って見て、水晶の湯も自分でどうやっていったら行けるんやと。要するに、利用する側の気持ちがどこにあるかということも、やっぱりその中からヒントがあるのではないかと。それでもって自信を持ってPRすれば、ある意味、みんなと連れ添って行ってみようかということにもなろうかと思うんですね。

だから、そういう努力が、机上の計算で、いいんではないかというのは十分つくられておると思えますよ。でも、それが利用するのに現実に本当にマッチングしているかどうかというのが、若干違いがあったのではないかなあという中で、今後に向けてそういうことの方角性も出しながら、これをなくすということは僕はだめやと思うんで、なるだけなら維持しながら続けていっていただきたいという前提のもとに御質問させていただいておりますので、そこら辺についてもお考えがあったら御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（高橋愛子君）

住民課長 松井均君。

○住民課長（松井 均君）

まず、1点目の年齢別にはどうだということをごさいますて、細かくそういったものをとっているわけではございません。いわゆる推測ということになるかもわかりませんが、先ほど1万1,700人ほどの輸送人員が1年間におるというお話を町長答弁の中でさせていただいております。その中で、羽島のほうへ向かう自主運行バスが年間で7,100人ほどございます。その方たちは、いわゆる通勤・通学の方たちであろうというふうに思えます。あと、安八温泉、それから町内線で残りの方、4,400人ほどお見えに

なります。その方たちは、やはり御高齢の方であろうというふうに思います。ただ、コミバスで今尾のほうに向かう方は、学生の方も一部見えますので、入っているというふうに承知をしております。

あと、2点目のバスの維持でどうだというお話でございますが、貴重な御意見をありがとうございます。私どもも先ほど町長の答弁にございましたように、今年度、見直しを図るというふうなつもりでございます。いろいろ御意見もあると思います。100人の方が100通り満足する路線を選ぶというのはなかなか難しいと思います。ある程度のところでは皆さんが納得いただけるような路線なり、そういったものを作っていったら一番いいかなあというふうには思います。

いろいろ御意見もあると思いますけれども、そういったものをいただきながら、そういった改善に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治議員。

○6番（田中政治君）

今、見直しとかということで御答弁いただいておりますが、私が言うのは、見直しはあんまりやらんほうがええんやないかと、逆なんですね。町長やないけど、22年でしたか、見直しをされて、どうやということで、余り効果が出なかった。だから、効果が出なかったのは何でかということを考えてときに、見直しをするのが効果が出る第一の条件だと僕は思っていないんですよ。これはみんなに浸透して、きちっと利用できる状態じゃなかったのではないかとということによっておるわけで、いじくればいじくるほど、前はこうやったけど、何……、利用される人にとってみたら、また迷惑な話で、この140人か200人か、月に、したら100人ちょっとですよ、平均。だから、こういう方にとっては別に今のまんまでよかったので、それをふやすということについては違った切り口で見ないとふえていかんのかなと思うんですね。いじくればいじくるほど、よくなればよろしいですよ、よりも、反省の中にそういう違った切り口の反省がなかったかということが1点であります。

それから、もう1つお聞きしたかった大事なところは、現状のバス停、何カ所ある、私、お恥ずかしいんですけど、わかりません、勘定したことがありませんので。でも、その中で、先ほど言っていました多少なりともスペースがあるところはあるかないかということも、チェックをされたかどうかということですね。

そういうことも含め、将来に向けて、いじくるのみならず、そういうのを拡充して少しでも、たとえベンチ一個でもあればバス停だという雰囲気が出ますよね、はっきり言って。ただ、今は格好だけつけてやっていますよという程度にしか見えないので、やっ

ぱりその中に、町のカワバタモロコのコマーシャルを描いたバスベンチがあってもいいし、いろんな町をアピールするバスのベンチがあってもいいと思うんですね。いろんな意味の、体育、野球協会の方でしたら、みんな入ろうよというような、いろんなコマーシャルを描いたカラフルなベンチを1つずつでも設置できたら少しは、ああ、こんなところにバス停があったなあとか、いろんな皆さんの目がまた。

年寄りも何人かのチームでコーヒーに、うちのばあさんは、大体週に4回ぐらい今尾へコーヒーを飲みに行きますけれども、みんなと連れ立って。軽トラか軽四で迎えに来て、75歳以上の方がそうやって行ってみえますけれども、これ、あの人が運転できんようになったらどうやって行こうなあなんてなことをうちのばあさんもよく言うておりますけれども、おまはんもその時分には死んでしまっておるでええかもしれんというような冗談も言うておりますけれども、やっぱりそれが年寄りの言葉の中の一つなんですよ。だから、年寄りの方にも、ああ、ここにバス停があったんやなあとか、こうやって行くと今尾へ行けるんやなあとか、こうやって行くと安八温泉やなあとかというのが話題になるような雰囲気づくりですね。ダイヤをいじくるとか、路線をいじくるだけでは、よくなないと僕は思うんです。だから、そこら辺のことをどういうふうにお考えかなあということを、最後ですが、簡単で結構ですが、お答えいただきたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

住民課長 松井均君。

○住民課長（松井 均君）

まず、いろんなPRの仕方についての反省という意味も込めまして、先ほど来ありますように、その安八温泉に行かれる方に、ただ乗ってくださいということではなくて、具体的に、こういった場合はこうなりますよといったようなきめ細かい御説明をしながら御利用をしていただきたいなということで、今後、そういった努力をしてまいりたいと思います。

見直しに当たりましては、現状を見ながら、どういったほうがよりいいかということのを常に考えていくべきというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、停留所等についてですけれども、県道と、それから発着点につきましては、それなりに整備をされているというふうに思っております。例えば、文化会館とかイオンとか、途中の県道のところでは、切り割りをして停留所を設けてというふうで整備をされているところもございます。

ただ、町内については、先ほど申しておりますように、安全等の観点からなされていないというふうにも考えております。これもいろいろ今回の見直しの中に当たりまして、含めて一緒に検討してまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋愛子君）

次に、2番 浅野常夫議員。

○2番（浅野常夫君）

お許しをいただきました。3点ほどお願いをしたいと思います。

初めに、災害協定について。

先ごろ大野町では、全国11自治体と災害協定を締結されたと聞いております。万が一の災害のとき、助け合うことは町民に安心感を与えることと思います。町は災害協定をどう思われますか。また、どこかの自治体と締結の話はあるのでしょうか、お尋ねをします。

次に、安八スマートインターについて。

6月12日の新聞にインター設置許可が出たところではありますが、当町においても楡俣の松原道路を設置したところですが、大藪の企業誘致に大きな影響力があるものと思います。そこで、大藪の企業誘致の進捗状況をお尋ねします。

3番目に町の活性化について。

47年ぶりの国体が大成功に終わったところです。輪之内町も軟式野球の会場として使っていたところですが、多くのボランティアの方々の力で無事成功に終わりました。あれから1年がたちますが、あの盛り上がりをも町の活性化にどのように取り入れてみえるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、浅野常夫議員の御質問にお答えをいたします。

3点ほどいただいておりますが、まず第1点目の災害協定についての御質問でございます。

平常時から災害応援協定を締結するという事は、非常に有効な防災対策の一つであることは私どもも十分に認識しております。輪之内町においても、現在、25件の災害応援協定を締結しておるところであります。具体的には、大垣市、羽島市、安八町等の近隣自治体との消防相互応援協定だとか、医療・救護に関する安八郡医師会や大垣市民病院等との協定、また災害復旧に関しての建設事業者等との協定、物資の供給に関する町内業者との協定、国土交通省との情報交換に関する協定等、多岐にわたっております。

今の議員の御質問にもありますように、平成25年6月4日に大野町では嚶鳴会に加入する自治体のうち、災害時における相互応援に賛同する12の自治体の間で災害時における相互応援協定が締結された旨の報道がなされたことは御承知のとおりであります。この協定に参加した自治体は、北は岩手県釜石市、南は沖縄県沖縄市であり、広範な市町村間での協定となっているようであります。

先ごろ、南海トラフ巨大地震対策についての最終報告が中央防災会議等からなされております。これによりますと、最大クラスの地震の発生頻度というのはそんなに多くはないようですが、仮に発生すれば広範囲に甚大な被害を及ぼす地震であるということのようであります。

一昨年の中日本大震災が広範囲に被害を及ぼしたことを踏まえ、各自治体においては、近隣市町村間の災害応援協定だけでなく、同時期に被害が及ばない遠方の市町村と協定を結ぶ事例、これは大事なことと私も思っております。同時期に被害を受ければ、当然のことですけれども、近隣市町村を応援するなどという余裕はないわけでありまして、そういう意味では遠方の市町村と協定締結をしていくということは、的を得た考え方であるというふうに私も思います。

現在のところ、輪之内町では遠方の市町村との災害協定の締結について、具体的に締結先は決定しておりませんが、その必要性はつとに認識をしておるところであります。

ただ、今後、協定をする場合の内容としてであります。食料、飲料水、その他の生活必需品の供給のほか、救助活動及び応急復旧に必要な車両等の提供などを具体的に合意していく必要があるものと思います。当町が遠方の市町村と災害応援協定を締結した場合に、当該市町村相互間で職員や消防団員、もしくはボランティア等を迅速に派遣するなど、協定の実効性をどう担保していくのか、そういったことについて具体的に検証を踏まえて、御質問にありますように、早急に結論を得たいと考えております。

この件に関しましては、これまでも機会あるごとに申し上げておりますけれども、災害発生時には、まず自分自身と家族を守る「自助」、隣近所で助け合う「共助」が最重要であるというメッセージを今後とも発信し、その意識を高めるための施策を進めてまいり所存でありますし、それなくして遠隔の他市町村との協定ということにつながってきませんので、まずはそういったことを総合的にやっていくということは当然のことながら必要であると思っております。御質問の趣旨はもったもたでありますので、私どもも今後とも努力をさせていただきます。

2つ目の、安八スマートインターチェンジ設置に絡む東大藪の企業誘致の進捗状況についてのお尋ねであります。

当該地の状況といたしましては、去る5月末に造成工事を完了し、あとは開発区域内における官地の払い下げ、分筆・合筆登記などの事務処理を残すのみとなっております。

現在、県の企業誘致課、金融機関などと連携を図りながら、優良企業の誘致に向けたPRに努めております。そういう直接的な誘致活動のほかにも、毎年、名古屋、東京で開催される企業展にも出展いたしまして当該物件のPRをしておるところでございます。当然のことながら町のホームページにも掲載をいたしております。

造成工事が完了する時期に合わせて、関係者、特に大手ゼネコン関連等の企業からは幾つかの問い合わせもふえてきておりますが、今のところ具体的な誘致企業の決定には

至っておりません。

さて、議員御指摘のように、（仮称）安八スマートインターチェンジにつきましては、過日の報道にもあるとおり、設置許可がなされて、実はきょう、設置の許可書の伝達を安八町でいただくことになっております。2016年には完成の運びと聞き及んでおります。このことは、当該地へのアクセス条件の有利さとして大きくPRできる要素となることは想像にかたくありません。今までも実は設置を前提にした誘致活動をしてしておりますが、連結許可という一つの節目を迎えておりますので、より一層、その有利さをアピールしながら誘致活動をしてまいりたいと思っております。

他方、私どもとしても、隣接、安八町でのインターチェンジの設置でございますけれども、そのアクセスにより有効性を持たせるために、平成21年・22年度にかけて楡保北部区内に町道13208号線、（通称）松原道路と言っておりますが、こういったものを設置し、その設置に向けた一つのステップを踏んでおるつもりでございます。

現在、国内の景気については、株価や円が乱高下をしておる状況でございます。ただ、昨年11月の政権交代時からは確実に上昇傾向にあるということだけは確かだろうと思っております。そのような状況下で各企業は、国内で積極的な設備投資を行う内需拡大型の経済活動がまたれておるところであります。そういう意味では、企業誘致にかけての活動の大きなチャンスだと思っております。私も優良企業誘致に向けてトップセールスをするつもりでおりますし、現にその取っかかりもいろいろやっておるんですが、なかなか結論を得るまでの意思形成過程というのは非常に難しいものがあるということだけ申し上げておきます。

次に第3点目でございますが、町の活性化について、ぎふ清流国体の盛り上がりをもどくように取り入れていくのかというお尋ねでございます。

御指摘のように、47年ぶりに開催されたぎふ清流国体、当町においても多くの町民の方々の参画をいただきまして、軟式野球競技を無事成功裏に終了することができたわけでありまして。まさに行政と町民の皆さんが一体になった、協働（コラボ）の体制を実現できたことが私にとっても大きな喜びでありました。

さて、御質問にもございましたように、ぎふ清流国体が終了して、はや10カ月が経過しようとしております。この国体の成果を一過性のもので終わらせるのではなく、継承・発展させること、そのことが本来の開催の趣旨であったわけですし、これからもこの地域の発展のために私どもがやるべき大きな責務の一つであろうと、そんなふうに認識をしております。

岐阜県においては、その成果を継承・発展させる、みんなが主役の清流の国ぎふづくりを推進するというところで、主な取り組みとして、（仮称）清流の国ぎふづくり推進県民会議、そういったものの開催でありますとか、岐阜県清流の国地域振興補助金制度が創設されておりますし、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会にちなんだ記念イベントの開催な

ども計画をされておるようであります。

当町におきましても、国体開催1年後イベントとしてコンサートの開催を予定しております。また、先ほど申し上げました県の岐阜県清流の国地域振興補助金を活用いたしまして、既存のものでありますけれども、各種の行事や事業を積極的に実施してまいります。その中において大事なコンセプトとして考えなきゃいけないことは、地域住民との協働体制の構築、そういうことであろうと考えております。

第5次総合計画の中にも掲げてございますが、協働型の社会を築いていくためには町民の方々の力が必要です。今後とも、多くの行事、事業に参画してもらいやすい環境、仕組みづくりを考えて、持続性のある協働型社会の構築を図ってまいりたいと、そんなふうと考えております。

以上で、浅野常夫議員に対する答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

2番 浅野常夫議員。

○2番（浅野常夫君）

私は質問というよりも要望ですが、1番の災害協定ですが、町長の答弁にもありました、1番に自助、2番に共助と言われますが、近隣市町においても、まず自助から始めると思っています。その観点から申しますと、近隣市町以外にもアンテナを張っていただきたいと思っております。

続きまして、安八スマートインターの設置許可が出ましたが、そのことは企業誘致に大きな影響力、質問でも言いましたが、この企業誘致を早く、いい企業に嫁に出していただきたいと念じております。

3番目の、国体が済んで約1年たちましたが、町においても大きな予算を組み、実施され、成功に終わりましたが、あのエネルギーはあの国体だけで終わらせるのはもったいないと考えました。

以上、3点にいい結果を望み終わりますが、安八スマート関係の大藪企業誘致に関しては、理事長でもある参事のお考えをお聞きしながら終わりたいと思っております。

○議長（高橋愛子君）

参事 加藤智治君。

○参事兼会計管理者（加藤智治君）

突然の振りに驚いておりますが、前の町長の答弁のほうにもありましたように、東大藪の工場団地につきましては、県の企業誘致課、それから全国への情報発信、これによりまして一日も早い企業の決定に向けて、職員ともども頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時23分 休憩)

(午前10時36分 再開)

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋愛子君）

日程第3、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第4、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

本日、提出させていただく議案は1件でございます。

議第42号 輪之内町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定につきましては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における職員の給与の支給額を減額するため、輪之内町職員の給与に関する条例等の特例を定めようとするものであります。

以上で提案議案の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

日程第5、議第35号から議第38号までと議第40号を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に提案説明、議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 上野賢二議員。

○総務産業建設常任委員長（上野賢二君）

それでは、総務産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

平成25年第2回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、6月13日午前10時20分より協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、

参事、調整監及び各関係課長ほか関係職員出席のもと審査をいたしました。その経過と結果を報告いたします。

初めに、議第35号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）について、当委員会所管分を議題とし、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、消防団員の退職報償金は何年勤続すると支給されるのかに対し、条例で5年以上とされているとのことでした。

現在の消防団員で20年以上の勤続者は何人かに対し、人数は即答できないが、消防団の幹部の中には数名いるとのことでした。

女性防火クラブ員には消防団員のような退職報償金はあるのかに対し、女性防火クラブ員にはないとのことでした。

女性防火クラブの位置づけは、また女性防火クラブ員は地域によっては何度も回ってくるし、地域の防火という志は消防団員と同じであるから、もう少し地位向上や有償ボランティアであってもよいのではないのかに対し、消防団員は非常勤の公務員という位置づけであるが、女性防火クラブは基本的にボランティア団体であり、防火思想の普及啓発を主な役割として担っていただいている。したがって、消防団員のように報酬を支払うことができない。なお、女性防火クラブの運営費の補助金を支出しており、本年度は47万7,000円を予算計上しているとのことでした。

自治消防には補助金を支出しているのかに対し、自治消防には補助金は支出していないとのことでした。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長に説明を求めました。

説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、終了いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第35号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第37号 平成24年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第38号 平成24年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、収益的支出の詳細説明をに対し、営業費用及び営業外費用について、業務の詳細並びに費用科目の詳細について説明を受けました。

修繕費の内訳についてはに対して、第1水源地の配水池塗装工事と水源地中央監視装置用無停電電源装置の取りかえ、第2水源地の塩素注入ポンプの修繕費であるとのことでした。

開発地区の消火栓については区からの要望が必要かに対し、町への開発協議の中で付近に消火栓がなければ設置するよう指導しているとのことでした。

第1水源地はどこにあり、稼働しているのかに対しては、給食センターの南にあり、

施設維持のため、朝晩稼働し、配水の2割程度を賄っているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

議案第37号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議案第37号 平成24年度輪之内町水道事業の決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第38号 平成24年度輪之内町水道事業の剰余金処分についての討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議案第38号 平成24年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件について経過の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。以上です。

○議長（高橋愛子君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 浅野常夫議員。

○文教厚生常任委員長（浅野常夫君）

続きまして、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成25年第2回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、6月13日午前9時30分より協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、調整監及び各関係課長、担当者出席のもと審査をいたしました。

その経過と結果を報告いたします。

初めに、議案第35号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）について、当委員会所管分を議題とし、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、修学助成事業の支給基準はに対し、高等学校に在学中の者で学費の支弁が困難な家計状況にある家庭のお子さんであり、学業に励み、その成績が良好であり、素行が良好である者、修学にたえ得る健康状態である者ですとのことでした。

申請者全員に支給されるのかに対し、奨学金支給審査会で審査し、決定するとのことでした。

申請人数が16名以上になった場合はに対し、超えた場合は、奨学金支給基金を財源に支給するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第35号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第36号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び議第40号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを一括議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、前年度繰越金の残金847万9,000円を税に充てたらどうかに対し、全体の繰越金見込みについては、7,047万4,000円のうち4,000万円が当初予算に計上されており、国への返還見込みが800万円と支払基金への返還金で今回補正で対応している500万円、返還金として1,300万円と税への繰り入れとして2,197万4,000円となり、それぞれ予定されているものとのことでした。

歳計剰余金はあるか、基金の積み立ては予算に計上せずに積み立てるのかに対し、地方自治法及び国民健康保険基金条例に基づき処分したとのことでした。

積み立てた基金の金額の根拠はに対し、基金条例第2条により積み立てる金額は、当該年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額及び当該年度内に納付した前期高齢者納付金など、後期高齢者支援金など及び病床転換支援金並びに介護給付費・地域支援事業支援納付金の総額の12分の2に相当する金額に達するまでとなっておりますので、総額は約7億400万円となり、その12分の2は約1億1,700万円となり、ここまでは積み立て可能であるとのことでした。

今、滞納者は減りつつありますか、短期証の発行はどれだけですか、昨年と比べてどうですかに対し、短期証の発行は、52世帯、99人で、前年度とさほど変わりがないとのことでした。また、滞納者については、平成22年度は298名、平成23年度は313名、平成24年度は342名とのことでした。

今回、国保税を引き下げるが、まだまだ引き下げられるのではないかに対し、医療費は予測が難しいものですが、国保税を下げる環境が整えば適切に対応をしているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第36号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第36号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続いて、議第40号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第40号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと

決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第35号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第35号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第36号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第36号についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第36号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第37号 平成24年度輪之内町水道事業の決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第37号についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第37号 平成24年度輪之内町水道事業の決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第38号 平成24年度輪之内町水道事業の剰余金処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第38号についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第38号 平成24年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第40号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第40号についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第40号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第6、議第42号 輪之内町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、議第42号について説明をさせていただきます。お手元の議案集の1ページをお願いいたします。

議第42号 輪之内町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について。輪之内町職員の給与の臨時特例に関する条例を次のように定めるものとする。平成25年6月18日提出、輪之内町長でございます。

条例案につきましては、2ページから4ページにわたって掲載がされております。

本条例は、第1条から第5条までの構成でございます。順次、各条文ごとに御説明を申し上げます。

第1条につきましては、本条例の趣旨を規定しております。この趣旨につきましては、先ほどの町長の提案説明にございましたとおりでございます。国家公務員の給与の減額支給措置を踏まえて、平成25年7月1日から平成26年3月31日まで期間を限定して輪之内町の職員の給与条例、あるいは関連する条例の特例を定めることによって職員の給与を減額しようとするものでございます。

第2条につきましては、給与条例の特例を定めております。

第2条の第1項におきましては、特例期間、先ほど言いましたように今年の7月1日から26年3月31日までの間、本来の給料月額から給料月額に100分の1.9を乗じて得た額に相当する額を減ずることとしております。すなわち、1.9%の減額をするということをごをここで規定をしております。

第2項におきましては、給与条例第25条というのが出てきますけれども、こちらのほうで休職者の給与の減額について規定をしておるところでございます。

第3項につきましては、勤務をしない場合の給与の減額並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額の基礎となる勤務時間1時間当たりの給与額を、先ほどの第2条第1項の規定による減額後の給与額を用いて算出するための規定でございます。この規定によりまして、勤務しない場合に給与から減額される額とか、あるいは時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の額が第2条の第1項に規定する給与に連動して減額されるということになります。

第4項におきましては、55歳に達した特定職員に適用する減額支給措置による減額後の給与額を、本条例による減額支給措置の基礎となる給与額とするために必要な読みかえを規定しているところでございます。

第3条におきましては、輪之内町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の特例を定めております。これによりまして、派遣職員の給与に関しましては、第2条第1項の規定による減額後の給与額に引き下げることになるものでございます。

続きまして、第4条でございますが、こちらでは輪之内町職員の育児休業等に関する条例の特例を定めております。勤務時間1時間当たりの給与額の算出に関する給与条例の規定の引用箇所について読みかえを行うための規定でございます。

第5条は端数の計算について規定しておりますけれども、この条例の規定によって給与額から減ずる額を算出する場合に端数が生じることが予測されますので、国の臨時特例法と同様に1円未満を切り捨てる規定を設けたものでございます。

それから附則といたしましては、特例期間が始まります平成25年1月1日から施行するという内容にしております。

以上で条例案の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司議員。

○9番（森島正司君）

まず、この条例ですけれども、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律で

国家公務員の給与が減額されるということはわかるんですが、地方自治体の地方公務員のほうの減額について法的な規則はあるのかどうか、法的根拠はあるのかどうかということをお伺いしたいと思います、それが1点。

それから、今回、この1.9%の減額ということですが、これは全協の場でもお聞きしましたが、390万ほどの人件費の削減効果があるということだと思いましたが、それで間違いないのかどうかということを確認しておきたいと思えます。

それから、この給与を削減して人件費を削減する主な目的は、国家公務員とのバランスだけを考慮されるのか、町の財政状況から見て必要なことなのかどうかということ。

それと、特別職については減額しないというのは何か理由があるのかどうか。職員だけにこの減額を押しつけて、減額をされて、特別職のほうは何の減額もしないというのは片手落ちではないかというふうに思うわけですが、その辺のところはどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、第1点目の法的な根拠は何かという話でございますけれども、先ほど来、出ておりますが、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の附則のほうで、地方公共団体においても、この国家公務員の給与の減額支給措置を踏まえて、自主的に考えて見合った判断をしてくださいというようなことが書いてございます。これは強制ではございませんけれども、法的な根拠という話になると、その附則のところかなというふうに思っております。

なお、閣議におきましても、地方公共団体において必要な措置をとるよう、あるいは総務大臣からも、国家公務員が給与を減額しておるので、地方においても当然地方の課題を抱えており、それに対して早急に実施する必要もあるから、国家公務員の給与減額改定を踏まえて、地方においてもお願いをしたいというような要請もございまして、今回の提案に至っておるところでございます。

それから、今回の1.9%減額することによってどれだけのお金が削減できるかというお話でございますけれども、当初予算のベースで考えますと、430万円ほどの減額になるということでございます。当初予算ベースですので、実績ではこれよりも多少下がるかなというふうに考えておるところでございますけれども、それくらいの額が減額される予定でございます。

それから、地方交付税がカットされて、それに見合う地域の元気づくり推進費、こちらのほうが新しく設けられまして、その差額が、この前、全協でも少しお話ししましたように、390万円ほどだというお話をしましたが、それに見合う分ぐらいは削減

することになるのではないかというふうに考えております。

それから、今回のこの減額措置はどこを基準にするかという話でございますけれども、国からの技術的な助言によりますと、国家公務員の減額支給後の給与水準とひとしくしてくださいというようなことが言われておりますので、国家公務員が減額支給されている、その給与水準に輪之内町も合わせるとというようなことでございます。

国家公務員さんが減額支給されていなければ、輪之内町のラスパイレス指数というのは当然100を切ることになるんですけれども、減額支給をされておりますので、輪之内町は100を上回っている状態となっております。したがって、その100を上回る分についてカットをお願いしたいというような国からの要請がございまして、そのようにしようというものでございます。

それから、特別職のお話が先ほど出ました。国におきましては、内閣総理大臣が30%減額するとか、そういった措置をされておりますけれども、もとをただせば地方公務員と国家公務員の給与の水準を同じにしてくださいというところから始まっているものというふうに理解をしておりますので、当然、一般職員については国の給料表と同じ給料表を使っております。したがって、国の基準に合わせるといことも、それは意にかなったことかなというふうに思いますが、特別職の方につきましては、そもそも報酬、あるいは給料の月額というのがかなり大きく違っております。そのような中で、国会議員の方、あるいは総理大臣等々と同じような減額措置をする必要が本当にあるのか、ないのかということ考えたときには、それは余りにも額が違い過ぎるので、そこまではしなくていいのではないかという判断で、給料表をひとしくしている一般職員の分についてのみカットをしていくということにしたものでございます。以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、国家公務員が減額になっているわけですがけれども、国家公務員の減額そのものが今の経済情勢のもとで必要なかどうかということなんですよね。

町長は、今回の提案説明の中でアベノミクスが着実に効果を上げている、景気も上向きつつあるようなことを言われましたけれども、企業のほうは確実に利益をふやしているんですよね。輸出企業はどんどん利益を上げているんですけども、その利益が国民に回ってきていない。今、経済不況を打開、デフレ脱却をするには、いかに国民の所得を上げるかが肝心なことなんですよね。そういうときに、国民の所得を減らすような給料の減額、これは国家公務員も同じですがけれども、国家公務員がやったから輪之内町もやるんだと、法的な強制はないけれども、自主的にやるんだということですがけれども、反社会的な行為じゃないかというふうに思うわけです。

今のデフレを脱却して、需要を拡大していかなきゃならない、こういうときに需要を落ち込ませるような一般職の減額、総理大臣とか町長とか、トップの高額所得者の減額なら話がわかりますけれども、一般職員の給与というのはそんなに大きいものではないというふうに思うわけです。その辺のところ、町長はどのようにお考えなのか。これは政策的なといいますか、事務的な話ではございませんので、町長の考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

誠にどこかで聞いたようなお話ではございますけれども、私どもも決してそれを好きでやっているわけではありません。そのことだけは、まず最初に申し上げておきたいと思えます。

それを前提にしての話でございますけれども、私どもは、この日本の1,700の自治体の中で飛び抜けて財政状況が豊かなわけでもないし、かといって、それほど財政状況が不足しているわけでもないんです。それは、皆さん御承知のとおりです。今でもその自治体の中でかなりの数が減額措置をやっています。それはなぜかということになれば、それはいみじくも、先ほど議員がおっしゃられたとおり、交付税の減額措置もあるわけですし、それに見合うものを我々の団体としてどのように理解するかという、そういう理解の結果なんです。

格好いいことを言うのはいいんですけれども、私たちはどこを向いてそういう議論をしていくべきなのか、そのことをお考えいただければ、結論はおのずから明らかであります。私どもは、決して職員に何かの負担を押しつけようなどと、そういうさもない考えから出ているわけではありません。でも、全体のバランスの中でそういう選択の道をとったということについてだけ御理解をいただきたいし、私の考えもそれ以上でも以下でもありません。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司議員。

○9番（森島正司君）

私は、今、国民の所得をいかにふやすかというところに現在の経済情勢の根本があるというふうに思っておるわけですが、町長は1,700の市町村がやっていることだから、それに合わせてやっていくんだというようなことでしたけれども、全てのところでそういうふうでやったら、全国的に国民の所得を低下させていくことになる。それが国の経済の発展につながるのかどうかという考え方で聞いておるわけですが、町長、その辺をどのようにお考えですか。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

そういうことを私のほうも申し上げたいわけでありませけれども、なかなかそういうことが言えない状況というのを御理解いただきたいと思っています。私どもも、当然のことながら経済が上向きになって、しかも、この特例期間が終了した段階で公務員給与のあり方について、よそとの当然比較をしながらでありますけれども、所得のパイを増大することについてやぶさかではないと私自身はと思っています。ただ、今の状況の中でその選択をしなかったということに尽きると思います。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第42号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司議員。

○9番（森島正司君）

今、町長からお考えをお伺いしましたけれども、やはり日本経済にとって逆方向に行っている。アベノミクスそのものが日本経済を破綻に導くのではないかというようなことを思っていますけれども、まさにそれにのっとった考え方でやられていると。そして、国民所得を低下させる。この金額的には、輪之内町において430万とか390万という額、大した額ではないかもしれませんが、やはりそういう全体的な経済の動きの中から見ただけの場合にマイナスの方向に向かっているんだということで、これは正しくはないと。しかも、法律による義務でもないということであれば、この給与の引き下げはやる必要はないというふうに思って、私は反対であります。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

8番 森島光明議員。

○8番（森島光明君）

国家公務員の給料が減る中で、地方公共団体においてもそれに準じて行うということ

でございますし、交付税のほうも減るという中で、地方公務員の減額についてはやむを得ないということで、賛成をいたします。

○議長（高橋愛子君）

これで討論を終わります。

これから議第42号を採決します。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立6名）

○議長（高橋愛子君）

起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第7、発議第1号 TPP交渉参加に反対する意見書についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。

森島光明議員。

○8番（森島光明君）

発案書。

発議第1号 TPP交渉参加に反対する意見書について。TPP交渉参加に反対する意見書についてを次のとおり発案する。平成25年6月18日提出。提出者、輪之内町議会議員 森島光明、賛成者、輪之内町議会議員 森島正司、同じく北島登、同じく田中政治。輪之内町議会議長 高橋愛子様。

TPP交渉参加に反対する意見書について。

地域経済・社会の崩壊を招くTPP参加には絶対反対であるという多くの国民の声を無視して、3月15日、政府はTPP交渉への参加表明を強行した。

TPP交渉参加の判断に当たっては、非関税障壁の見直しを含めた広範囲に及ぶ影響試算の開示や、食料自給率目標を50%まで引き上げるとしていることとの整合性等について、国民に対し説明することが前提であったにもかかわらず、これらを考慮することなく参加表明に踏み切ったことは極めて遺憾である。

当議会は、我が国の農山漁村の将来を憂慮する観点から以下の項目について要望する。今後、政府においては、その趣旨を踏まえ、いささかも我が国の国益を損なうことのないよう毅然として対応するよう強く求めるものである。

1. 交渉からの早期脱退の決断。

TPP交渉の後発参加国は、既存合意の修正が不可能だけでなく、新規提案すらも困難であると報道されている中、農林水産物の関税維持や国民皆保険制度等数多くの「国

益」を確保できる可能性が極めて低いことは明白である。「国益」を確保できないと判断したならば、速やかに交渉から脱退すること。

2. 情報公開と国民への説明責任。

仮に、政府が「国益」を確保できると判断してT P P最終合意まで交渉を続けるとの方針を決定する場合、その決定の前に、不安を抱える国民に対し、数多くの「国益」が十分に確保できたことについて説明責任を果たし、国民の理解を得ること。なお、外交交渉を理由に、国民に情報開示をしないことは許されない。

3. 国土の均衡ある発展の再構築。

国土の4割に立地する全国930の町村は、これまでも財政難、過疎化などにより疲弊の度を強めている。我が国がT P Pに参加すれば輸出偏重をさらに強め、都市への人口集中と地方の過疎化が一層加速されることになる。国土の均衡ある発展に関する長期計画を策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成25年6月18日、岐阜県輪之内町議会。内閣総理大臣 安倍晋三様、外務大臣 岸田文雄様、農林水産大臣 林芳正様、経済産業大臣 茂木敏充様、厚生労働大臣 田村憲久様、内閣府特命担当大臣 甘利明様。以上でございます。

参考までに少し補足をいたしますと、昨年11月の時点で全国都道府県議会の9割、また全国市町村議会の8割がT P Pに否定的な意見書を採択しております。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから発議第1号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 TPP交渉参加に反対する意見書については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（高橋愛子君）

これで本日の日程は全部終了しました。平成25年第2回定例輪之内町議会を閉会します。

8日間にわたり極めて熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼申し上げます。大変御苦労さまでした。

（午前11時23分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年6月18日

輪之内町議会 議長

署名議員

署名議員